

しょうがい ^{かた}
障害のある方のために

ふ く し
福祉のしおい



ひがしおおさかし
東大阪市

も く じ

1 障害手帳の交付について	1 P
① 身体障害者手帳	1 P
② 知的障害者（児）療育手帳	2 P
③ 精神障害者保健福祉手帳	3 P
2 障害を軽減する為に	4 P
（更生医療・育成医療・精神通院医療・補装具費等）	
3 補装具費の支給・日常生活用具の給付等	6 P
（1）補装具費の支給	6 P
（2）日常生活用具の給付等	7 P
（3）小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付	8 P
4 障害福祉サービス	9 P
・ 介護給付	9 P
・ 訓練等給付	10 P
5 地域生活支援事業	11 P
6 障害児通所支援	13 P
7 医療費負担軽減制度・医療機関	14 P
（重度障害者医療費の助成・指定難病医療費助成事業・後期高齢者医療）	
・ 障害者（児）歯科診療（対象施設一覧）	15 P
8 各種手当・年金制度	16 P
（特別障害者手当・障害児福祉手当・重度障がい者在宅生活応援制度事業・大阪府障害者扶養共済制度・ねんきんダイヤル・障害基礎年金・障害厚生年金・特別障害給付金・特別児童扶養手当・児童扶養手当）	
9 生活福祉資金	19 P
10 減免・割引制度	20 P
（1）自動車税（自動車税（種別割・環境性能割）の減免等	20 P
（軽自動車税種別割・軽自動車税環境性能割、有料道路の通行料金の割引、NHK放送受信料の減免等）	
（2）税金の控除	23 P

(3) 交通運賃等の割引	24 P
1 1 その他の福祉制度	26 P
1 2 相談機関一覧	29 P
(1) 公的相談機関	29 P
(2) 職業相談・職業訓練	32 P
(3) 権利擁護の相談機関	33 P
1 3 社会参加の促進	34 P
(郵便等による不在者投票・視覚障害者用市政だより・身体障害者補助犬等)	
(1) 視覚障害者及び身体障害者のためのコーナー・公園施設	36 P
(2) 障害者が利用できるスポーツ・文化・レクリエーション施設	36 P
(3) 障害者の方の文化活動のための施設	37 P
1 4 講習会等	38 P
1 5 住宅	40 P
1 6 児童福祉施設等	40 P
1 7 介護保険制度との関係	40 P
1 8 参考資料	41 P
(資料1) 障害者相談員	41 P
CSWを配置するいきいきネット相談支援センター一覧	42 P
(資料2) 関係機関等一覧(市内及び市外)	43 P
(資料3) 東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」について	46 P
(資料4) 身体障害者障害程度等級表	48 P
(資料5) 福祉事務所一覧表	50 P
(資料6) 指文字コーナー	51 P

※ 尚、対象者がすぐにわかるよう一部ページにおいて下記のマークを使用しています。

身	身体障害者に関する情報の項目
難	難病患者等に関する情報の項目
知	知的障害者に関する情報の項目
精	精神障害者に関する情報の項目

障害種別事業該当一覧表 ※本表は目安です。事業の詳細につきましては各窓口にお問合せください。

事業名	医療				福祉用具	訪問系										訓練等給付										地域生活支援事業										医療																																																																																																																																						
	更生医療	育成医療	精神通院医療	補装具費の支給	日常生活用具の給付費	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	短期入所	療養介護	生活介護	施設入所支援	自立生活援助	共同生活援助	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	地域活動支援センター（Ⅰ型）	地域活動支援センター（Ⅱ型）	地域活動支援センター（Ⅲ型）	相談支援事業	移動支援事業	意思疎通支援事業	日常生活用具の給付費（再掲）	訪問入浴サービス事業	日中短期入所事業	社会参加促進事業	重度障害者医療費の助成	指定難病医療費援助事業	後期高齢者医療																																																																																																																																							
	頁	4	4	4	6	7-8	9	9	9	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	11	11	11	11	11	11	7-8	12	12	12	14	14	14																																																																																																																																							
視覚障害	1	○	○		○	○	※障害者手帳要件の他、認定調査により決定される 障害支援区分やその他要件による。																				○	○	○	○	○														○	○	△																																																																																																																											
	2	○	○		○	○																																					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	△																																																																																																																	
	3	○	○		○	○																																					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																						
	4	○	○		○	○																																					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																						
	5	○	○		○	○																																					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																						
	6	○	○		○	○																																					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																						
聴覚・平衡機能障害	2	○	○		○	○																				※障害者手帳要件の他、認定調査により決定される 障害支援区分やその他要件による。																				○	○	○	○	○															○	△																																																																																																								
	3	○	○		○	○																																																								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																			
	4	○	○		○	○																																																								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																			
	5	○	○		○	○																																																								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																			
	6	○	○		○	○																																																								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																			
	3	○	○			○																																							※障害者手帳要件の他、認定調査により決定される 障害支援区分やその他要件による。																				○	○	○	○	○														○	△																																																																																						
4	○	○			○																																																																											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																	
1	○	○		○	○	※障害者手帳要件の他、認定調査により決定される 障害支援区分やその他要件による。																																																											○	○	○	○	○															○	△																																																																																					
2	○	○		○	○																																																																												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																
3	○	○		○	○																																																																												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																
4	○	○		○	○																																																																												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																
5	○	○		○	○																																																																												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																
6	○	○		○	○																																																																												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																
内部障害	1	○	○		○																																																											○	※障害者手帳要件の他、認定調査により決定される 障害支援区分やその他要件による。																				○	○	○	○	○															○	△																																																																	
	2	○	○		○																																																											○																																					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																												
	3	○	○		○																																																											○																																					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																												
	4	○	○		○																																																											○																																					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																												
知的障害	A				○																																																											※障害者手帳要件の他、認定調査により決定される 障害支援区分やその他要件による。																					○	○	○	○	○															○	△																																																																	
	B1																																																																																																				○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																													
	B2																																																																																																				○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																													
精神障害	1			○																					○																																																											※障害者手帳要件の他、認定調査により決定される 障害支援区分やその他要件による。																				○	○	○	○	○																○	△																																													
	2			○																																																																																																																				○	○	○	○	○	○	○	○	○																																										
	3			○																																																																																																																				○	○	○	○	○	○	○	○	○																																										
難病				○	○																				※障害者手帳要件の他、認定調査により決定される 障害支援区分やその他要件による。																																																																																	○	○																	△	△	△																																												
所得制限	有	有	有	有	有																																							※利用者負担減額・免除あり																																																												※	※	※		有	有	※		有	有	有																																																								
介護優先				○	○																																																																																																		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○	○																																											
備考	18歳以上	18歳未満		生保・非課税0円・課税1割負担・上限37200円	生保・非課税0円・課税1割負担・上限24000円																																																																																																		区分1以上	区分4以上		区分3以上	区分6以上	区分1以上	区分6以上	区分3以上	区分4以上									無料	※利用者負担減額・免除あり	※利用者負担減額・免除あり	無料	※利用者負担減額・免除あり	無料	生保・非課税0円・課税24000円	（一回）生保・非課税0円・課税800円	※利用者負担減額・免除あり	無料	一日500円・月上限3000円・その他要件あり																																								

事業名	手当・年金等						貸付	税金等						公共料金等										その他助成制度																										
	特別障害者手当	障害児福祉手当	重度障がい者在宅生活応援制度事業	大阪府障害者扶養共済制度	障害基礎年金	障害厚生年金等	特別障害給付金	特別児童扶養手当	生活福祉資金	自動車税（種別割・環境性能割）	軽自動車税（種別割）	一般障害者控除	特別障害者控除	配偶者控除・扶養控除	相続税の障害者控除	有料道路	NHK放送受信料 全額	NHK放送受信料 半額	携帯電話料金の割引	NTT無料番号案内	映画館の割引	鉄道	バス	タクシー	航空機	船舶	O s a k a M e t r o ・大阪シティバス	自動車運転免許取得費助成	自動車改造費補助	駐車禁止除外指定車標章交付	大阪府障がい者等用駐車区画利用証	住宅改造助成	重度障害者リフト付福祉タクシー利用助成事業																	
	頁	16	16	16	16	17	17	17	17	19	20	21	23	23	23	23	21	21	21	22	22	22	24	24	25	25	25	25	26	26	27	27	27	28																
視覚障害	1	△	△	△	○	「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者	「厚生年金保険法」に定める障害等級表の1～3級該当者	「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者	△	○	△	○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	△			○	○	○	総合等級が1・2級 下肢・体幹・四肢又は運動機能のいずれか1級の能力が低下している																
	2	△	△	△	○				△	○	△	○		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	△			○		○	○														
	3								△	○	△	○	○	○			○	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	△			○		○	○														
	4								△	○	△	○	○	○			○	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	△			○		○	○														
	5								△	○	△	○	○	○			○	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	△			○		○	○														
	6								△	○	△	○	○	○			○	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	△			○		○	○														
聴覚・平衡機能障害	2	△	△	△	○				「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者	「厚生年金保険法」に定める障害等級表の1～3級該当者	「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者	△	○	△	○		○	○	○	△	○	△	○		○	△	○	○	○	△	△	○	○		○	○	○	総合等級が1・2級 下肢・体幹・四肢又は運動機能のいずれか1級の能力が低下している												
	3											△	○	△	○	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△				○		○	○										
	4											△	○	△	○	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△				○		○	○										
	5											△	○	△	○	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△				○		○	○										
	6											△	○	△	○	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△				○		○	○										
	能言・音声・聴覚・平衡機能障害機	3	△									○	△	○	△	○	○			○	○	○	△	○	○		○	△	○	○	○	○	△		△	○	○				○	総合等級が1・2級 下肢・体幹・四肢又は運動機能のいずれか1級の能力が低下している								
4	△					△	○	△				○	○			○	○	○	△	○	○		○	△	○	○	○	○	△	△	○	○			○	総合等級が1・2級 下肢・体幹・四肢又は運動機能のいずれか1級の能力が低下している														
肢体不自由	1	△	△	△	○	「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者	「厚生年金保険法」に定める障害等級表の1～3級該当者	「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者				△	○	△	○		○	○	○	△	○	△	○		○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	○		○		総合等級が1・2級 下肢・体幹・四肢又は運動機能のいずれか1級の能力が低下している											
	2	△	△	△	○							△	○	△	○	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△				○			○	○									
	3											△	○	△	○	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△				○			○	○									
	4											△	○	△	○	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△				○			○	○									
	5											△	○	△	○	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△				○			○	○									
	6								△	○	△	○	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△			○	○	○															
内部障害	1	△	△	△	○				「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者	「厚生年金保険法」に定める障害等級表の1～3級該当者	「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者	△	○	△	○		○	○	○	△	○	△	○		○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	○		○	総合等級が1・2級 下肢・体幹・四肢又は運動機能のいずれか1級の能力が低下している												
	2	△	△	△	○							△	○	△	○	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△				○			○	○									
	3											△	○	△	○	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△				○			○	○									
	4											△	○	△	○	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△				○			○	○									
知的障害	A	△	△	△	○							「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者	「厚生年金保険法」に定める障害等級表の1～3級該当者	「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者	○	○	△	○		○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△						○	○	○	総合等級が1・2級 下肢・体幹・四肢又は運動機能のいずれか1級の能力が低下している							
	B1				○										○	○	△	○	○	○			○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△								○					
	B2				○	○	○	△							○	○	○			○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△						○										
精神障害	1	△	△		○	「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者	「厚生年金保険法」に定める障害等級表の1～3級該当者	「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者							△	○	△	○		○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△	△	△					○		○	○	総合等級が1・2級 下肢・体幹・四肢又は運動機能のいずれか1級の能力が低下している									
	2				○										△	○	○	○	○			○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△	△	△										○					
	3				○										△	○	○	○	○			○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△	△	△										○					
難病				△	「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者										「厚生年金保険法」に定める障害等級表の1～3級該当者	「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者	△																							○		○		○	総合等級が1・2級 下肢・体幹・四肢又は運動機能のいずれか1級の能力が低下している					
所得制限	有	有		有													「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者	「厚生年金保険法」に定める障害等級表の1～3級該当者	「国民年金法」に定める障害等級表の1～2級該当者	有								有														有		有				有	総合等級が1・2級 下肢・体幹・四肢又は運動機能のいずれか1級の能力が低下している	
介護優先																																												○		○	○			
備考	20歳以上・その他要件あり	20歳未満・その他要件あり	身体・知的の重複者 特別障害者手当受給資格なし 月10000円	要件あり					※級20歳以上・1級85000円・2級67800円・2級68000円（68歳以上）	20歳以上・1級55350円・2級44280円	20歳未満・1級55350円・2級36860円																	△本人運転のみ	障害者が世帯主で契約者	世帯全員非課税									各社により取扱いが異なるため、要問い合わせ	一部介助者同乗条件		一回限り10万円上限		一回限り10万円上限		各警察署交通課へ問い合わせ	※部位により要件が異なる・大阪府障害福祉企画課へ問い合わせ	50万円上限		一回660円・月4回

1 障害手帳の交付について

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付手続きについては、次のとおりです。

① 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、疾病や事故等により、身体に永続する障害のある人で、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能及びH I V感染による免疫機能障害のある人に交付されます。

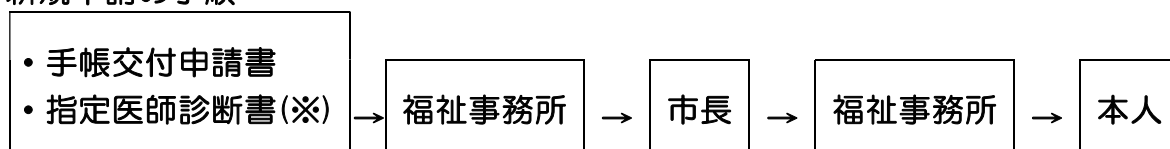
身体障害者手帳には、障害の程度により1級から6級までの区分があります。また、第1種身体障害者と第2種身体障害者に区分されています。（交通機関を利用する際の割引対象者の区分）

手帳を取得することにより、障害の種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。（注意）手帳は、他人への譲渡や貸与ができません。

手 続 き		必 要 書 類 等
新 規 申 請		・手帳交付申請書 ・指定医師診断書(※) ・顔写真(上半身脱帽たて4cmよこ3cmで原則1年以内に撮影したもの) 1枚 ・個人番号(マイナンバー)確認書類
再 交 付	等 級 変 更	・再交付申請書 ・指定医師診断書(※) ・顔写真(上半身脱帽たて4cmよこ3cmで原則1年以内に撮影したもの) 1枚 ・個人番号(マイナンバー)確認書類
	障 害 追 加	・再交付申請書 ・顔写真(上半身脱帽たて4cmよこ3cmで原則1年以内に撮影したもの) 1枚 ・個人番号(マイナンバー)確認書類
	紛 失 ・ 破 損	・再交付申請書 ・顔写真(上半身脱帽たて4cmよこ3cmで原則1年以内に撮影したもの) 1枚 ・個人番号(マイナンバー)確認書類
記 載 事 項 変 更	市外から転入	・居住地変更届 ・身体障害者手帳 ・個人番号(マイナンバー)確認書類
	転居(市内)	・居住地変更届 ・身体障害者手帳 ・個人番号(マイナンバー)確認書類
	転出(市外)	・転出先市町村担当窓口で確認の上、手続きしてください。
	氏 名	・再交付申請書 ・身体障害者手帳 ・個人番号(マイナンバー)確認書類
返 還	死 亡 等	・返還届 ・身体障害者手帳 ※障害を有しなくなったときも速やかに返還してください。

(※) 身体障害者福祉法第15条に定めるものによる。

新規申請の手順



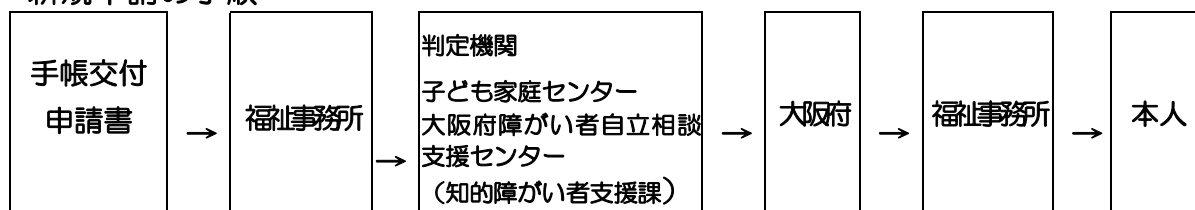
身体障害者手帳に関する問い合わせ先 → 各福祉事務所

② 知的障害者（児）療育手帳

知的障害者（児）に対し、療育手帳が交付されます。手帳の交付を受けると、障害程度に応じて、福祉サービス等の利用ができます。障害の程度として、重度「Ａ」・中度「Ｂ１」・軽度「Ｂ２」の区分があります。（都道府県によって障害程度の区分表示が異なる場合があります。）さらに、「Ａ」と判定された方は、第１種知的障害者、「Ｂ１」「Ｂ２」と判定された方は、第２種知的障害者と区分されています。（交通機関を利用する際の割引対象者の区分）（注意）手帳は、他人への譲渡や貸与ができません。

手 続 き		必 要 書 類 等
新 規 申 請		・ 申請書 ・ 顔写真（上半身脱帽たて４cmよこ３cmで原則１年以内に撮影したもの）１枚 ・ 個人番号（マイナンバー）確認書類
再 交 付	紛 失 ・ 破 損	・ 再交付申請書 ・ 破損した手帳 ・ 顔写真（上半身脱帽たて４cmよこ３cmで原則１年以内に撮影したもの）１枚
記 載 事 項 変 更	転 居（市 内） 及 び 氏 名	- 保護者または本人 ・ 記載事項変更届 ・ 療育手帳
返 還	転 出 （ 市 外 ）	・ 転出先市町村担当窓口で確認の上、手続きしてください。
	本 人 の 死 亡	・ 返還届
更 新		・ 更新申請書 ・ 療育手帳 ・ 個人番号（マイナンバー）確認書類 ・ 顔写真（上半身脱帽たて４cmよこ３cmで原則１年以内に撮影したもの）１枚 （発達状況を系統的に把握し、一貫した指導を図るため、次回の判定時期が決められています。療育手帳の判定の記録を確認してください。）

新規申請の手順



療育手帳の交付には、専門機関（大阪府）の判定が必要です。

１８歳未満の方は、大阪府東大阪子ども家庭センター

１８歳以上の方は、大阪府障がい者自立相談支援センター

（１８歳以上の方の新規・更新申請は福祉事務所による聞き取り調査があります。

事前に面談の予約を電話等でしてください。）

療育手帳に関する問い合わせ先 → 各福祉事務所

③ 精神障害者保健福祉手帳

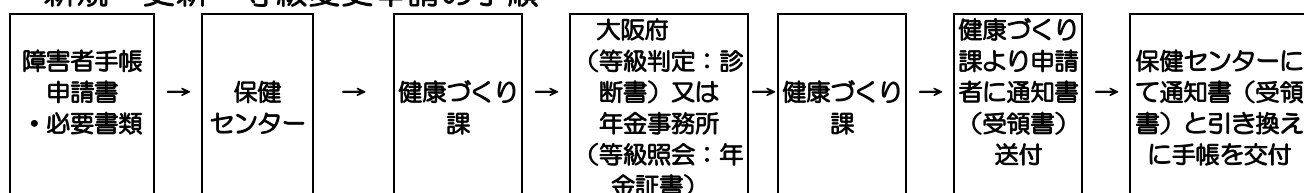
障害の程度により、1級から3級までの区分があります。手帳を取得することにより、障害程度に応じて、福祉サービス等の利用ができます。

手 続 き	必 要 書 類 等
新 規	・ 障害者手帳申請書 ・ 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（初診から6ヶ月以上経過した時点のもの）又は障害年金証書（精神障害によるもの及び知的・身体障害を含まないもの）等の写し ・ 障害年金証書等の写しを添える場合は、年金事務所等に照会するための「同意書」 ・ 顔写真（上半身脱帽たて4cmよこ3cmで原則1年以内に撮影したもの）1枚※ ・ 個人番号(マイナンバー)確認書類
更 新	・ 手帳の有効期限は2年で、有効期限の3ヶ月前から更新申請ができます。現在お持ちの手帳の写し（紛失の場合は除く）を添えて、新規申請の場合と同様の手続きを行ってください。
等 級 変 更	・ 障害の程度が変わったと思われる場合は、現在お持ちの手帳の写し（紛失の場合は除く）を添えて、新規申請の場合と同様の手続きを行ってください。
氏 名 ・ 住 所 変 更 (市 内)	・ 障害者手帳記載事項変更届出書 ・ 現在お持ちの手帳 ・ 個人番号(マイナンバー)確認書類
東 大 阪 市 外 か ら 転 入	・ 障害者手帳申請書（居住地の変更の届出書） ・ 顔写真（上半身脱帽たて4cmよこ3cmで原則1年以内に撮影したもの）1枚 ・ 現在お持ちの手帳の写し（紛失の場合は除く） ・ 個人番号(マイナンバー)確認書類
再 交 付	・ 障害者手帳再交付申請書 ・ 破損等した手帳（紛失の場合は除く） ・ 顔写真（上半身脱帽たて4cmよこ3cmで原則1年以内に撮影したもの）1枚 ・ 個人番号(マイナンバー)確認書類
転 出	・ 転出先市町村担当窓口で確認の上、手続きしてください。
返 還	・ 手帳の交付を受けた人が死亡された場合等は、手帳を添えて障害者手帳返還届出書を提出してください。

※手帳は、他人への譲渡や貸与ができません。

「写真貼付なしの手帳」の交付も可能ですが、受けられるサービスに差異が生じる可能性があります。郵送申請も可能です(氏名・住所変更の場合は除く)。

新規・更新・等級変更申請の手順

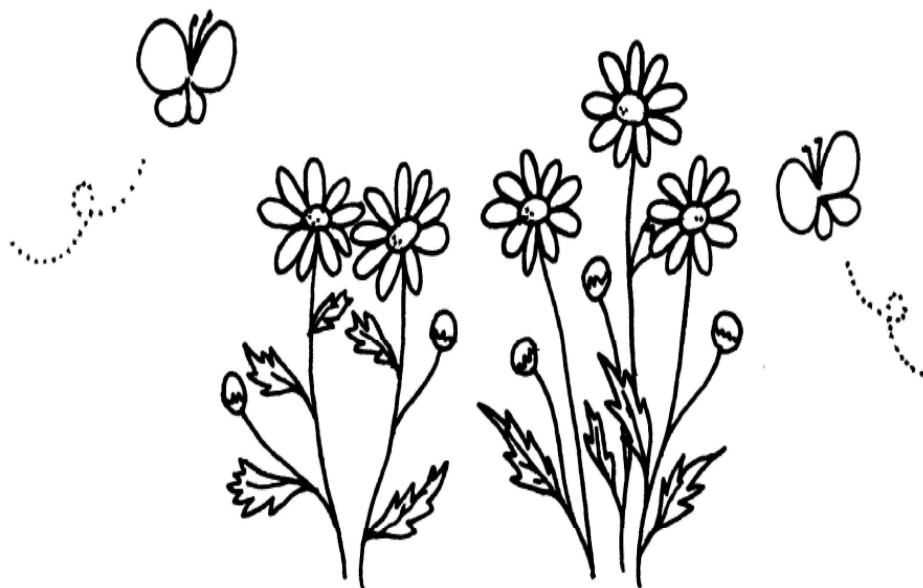


精神障害者保健福祉手帳に関する問い合わせ先 → 各保健センター、健康づくり課

2 障害を軽減する為に

自立支援医療	身 更生医療 (18歳以上)	身体上の障害を軽くしたり、取り除いたりするための医療の給付を、知事等の指定した医療機関にて行います。(原則として医療費の1割が自己負担となります。所得により負担軽減があります。) (対象例示) ペースメーカー埋め込み術、大動脈・冠動脈バイパス術、大動脈弁置換術、股関節置換術、膝関節置換術、人工内耳置換術、歯科矯正治療、免疫機能障害、腎臓機能障害(血液透析、腎移植) 肝臓機能障害(肝移植等) など。 (問い合わせ先) 各福祉事務所
	身 育成医療 (18歳未満)	身体に障害のある児童に対し、障害を軽くしたり、取り除いたりするための医療の給付を、知事等の指定する医療機関において行います。(原則として医療費の1割が自己負担となります。所得により負担軽減があります。) (問い合わせ先) 各保健センター
	精 精神通院医療	知事等の指定した医療機関にて行います。原則として医療費の1割が自己負担となります。所得により負担軽減があります。 * 通院・デイナイトケア・検査・訪問看護などが含まれます。 (問い合わせ先) 各保健センター
	身・難 補装具費の支給	身体上の障害を補うための補装具の購入費、修理費が支給されます。 原則として、1割の自己負担ですが世帯に応じて負担上限月額が設定されています。その他、補装具の種類により、給付条件・限度額・耐用年数があります。申請が無く、先に購入、修理をした場合は補装具費支給の対象となりませんのでご注意ください。また介護保険制度に該当する対象者は原則的に介護保険の適用が優先されます。(詳細はP 6 参照) (問い合わせ先) 各福祉事務所
	身 リハビリテーション	肢体不自由児に対してリハビリテーションを行っています。 (問い合わせ先) 東大阪市立障害児者支援センター内診療所
	身 視覚障害者家庭訪問指導事業	視覚障害のある人を対象に、指導員を派遣し、生活訓練や点字指導、さまざまな相談・指導を行います。 (問い合わせ先) (一財)大阪府視覚障害者福祉協会 TEL06-6748-0615

身 視覚障害幼児療育 指導事業(希望教室)	就学前の視覚障害のある乳幼児を対象に、通所による基本的生活習慣の療育指導や電話による助言を行います。 (問い合わせ先) (一財) 大阪府視覚障害者福祉協会 TEL06-6748-0615
身 音声機能障害者発声 訓練教室	喉頭を摘出し発声機能を喪失した方のために、人工喉頭や食道発声法による発声訓練を行っています。 (問い合わせ先) (財) 阪喉会 TEL06-6444-1321 FAX06-6444-1432
身 吃 音 教 室	吃音に悩む人からの相談を受けるとともに、吃音の正しい知識と発声法等を取得することで、吃音を克服することを目的とした教室です。各種行事も実施しています。 (問い合わせ先) 大阪スタタリングプロジェクト TEL・FAX072-820-8244
身 脊髄損傷者車いす 操作訓練	脊髄損傷者を対象に、生活訓練とピアサポートを行っています。 (問い合わせ先) (一社) 大阪脊髄損傷者協会 TEL06-6371-3831 FAX06-6371-4854



3 補装具費の支給・日常生活用具の給付等

(1) 補装具費の支給 身・難

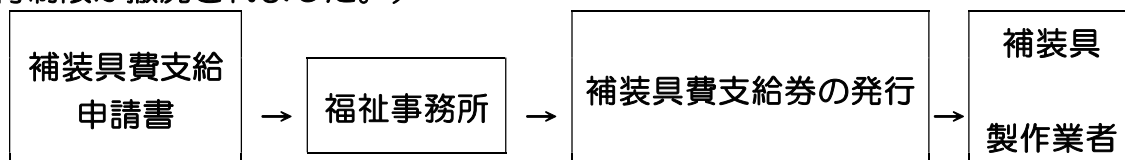
身体上の障害を補うための補装具の購入費、修理費が支給されます。原則として補装具費の価格の1割が自己負担になりますが、世帯の市民税額に応じて負担上限月額が設定されています。その他、補装具の種類により、給付条件・限度額・耐用年数があります。事後請求は認められません。事前に相談ください。

また、介護保険制度該当者は原則的に介護保険の適用が優先されます。

※ 難病等により一定の障害がある人についても対象となります。

負担上限月額	生活保護受給者・市町村民税非課税者（世帯）	無料
	市町村民税課税者（世帯）	37,200円

最多納税者の納税額が市町村民税（所得割）46万円以上の方は支給の対象とはなりません。課税の状況は個人で判断します。（令和6年4月1日より対象者が障害児の場合の所得制限が撤廃されました。）



◇ 補装具の種類

種 目		対 象
義肢		肢体不自由、難病
装具		肢体不自由、難病
車いす	オーダーメイド	肢体不自由・心臓・呼吸器、難病
	既製品（注）	肢体不自由・心臓・呼吸器、難病
電動車いす（注）	オーダーメイド	肢体不自由・心臓・呼吸器、難病
	既製品（注）	肢体不自由・心臓・呼吸器、難病
姿勢保持装置		肢体不自由、難病
歩行器（注）		肢体不自由、難病
歩行補助杖（注）		肢体不自由、難病
重度障害者用意思伝達装置		肢体不自由、難病
視覚障害者安全つえ		視覚、難病
義眼		視覚（眼球摘出者）、難病
矯正メガネ・弱視眼鏡・コンタクトレンズ		視力障害（視野は不可）、難病
遮光メガネ		視覚障害、難病
補聴器		聴覚障害、難病

（注）のある用具は介護保険が優先になります。 問い合わせ先 → 各福祉事務所

(2)日常生活用具の給付等 身・難・知・精

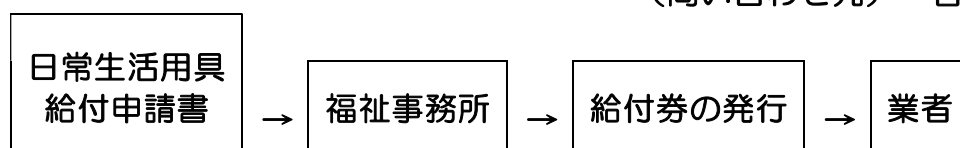
日常生活をより円滑に行うことができるよう、障害の種別・程度により、必要に応じて日常生活用具が給付されます。原則として日常生活用具の価格の1割が自己負担になりますが、世帯の市民税額に応じて負担上限月額が設定されています。また、日常生活用具の種類により、給付条件・限度額・耐用年数があります。事後請求は認められません。事前に相談ください。

なお、介護保険制度該当者は介護保険の適用が優先されるものがあります。

負担上限月額

生活保護受給者・市町村民税非課税者（世帯）	無料
市町村民税課税者（世帯）	24,000 円

最多納税者の納税額が市町村民税（所得割）46万円以上の方は支給の対象とはなりません。課税の状況は個人で判断します。（夫婦及び18歳未満の子と親は世帯で判断）
（問い合わせ先） 各福祉事務所



〔日常生活用具の種目〕

【肢体不自由】 特殊尿器（注）、特殊寝台（注）、特殊マット（注）、入浴担架（注）、体位変換器（注）、移動用リフト（注） 便器（注）、特殊便器、情報・通信支援用具、訓練いす、訓練用ベッド、住宅改修（注）、人工呼吸器用自家発電機、入浴補助用具（注）、頭部保護帽、歩行補助杖（1本杖）、移動・移乗支援用具（注） （1～2級の重度障害者が対象。住宅改修は3級以上、下線を引いた用具は6級まで対象）
【平衡機能障害】 頭部保護帽、歩行補助杖（1本杖）、移動・移乗支援用具（注）（手帳所持しておれば対象）
【視覚障害】 電磁調理器、視覚障害者用体重計、視覚障害者用体温計（音声式）、視覚障害者用血圧計（音声式）、音声色彩判別装置、視覚障害者ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、タッチ式ボイスレコーダー、視覚障害者用時計、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、音声キッチンスケール、視覚障害者用地デジ対応ラジオ、視覚障害者用防災ベスト、視覚障害者用拡大読書器、点字器、点字図書、点字毎日（1～2級が対象の重度障害者が対象。下線を引いた用具は6級まで対象）
【聴覚障害】 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置及び文字放送デコーダー（下線を引いた用具は6級まで対象、他は1～2級までの重度障害者）
【心臓、じん臓機能障害等】 透析液加温器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、ストーマ装具・紙おむつ、収尿器、移動・移乗支援用具（注）、入浴補助用具（注）（下線を引いた用具は3級以上が対象で、他は用具を必要とする方が対象）
【呼吸器機能障害】 ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、人工呼吸器用自家発電機（下線を引いた用具は3級以上で、他は用具を必要とする方が対象）
【音声・言語機能障害】 携帯用会話補助装置、人工喉頭（埋込型用人工鼻・電動式）、音声拡声装置
【身体障害の種別に関らず（2級以上）】 自動消火器
【知的障害（重度）】 特殊マット（注）、自動消火器、頭部保護帽、特殊便器、電磁調理器

【精神障害（１級又は同程度）】 自動消火器、頭部保護帽
【難病】 便器（注）、特殊マット（注）、特殊寝台（注）、特殊尿器（注）、体位変換器（注）、入浴補助用具（注）、歩行支援用具（手すり、スロープ等）（注）、電気式たん吸引器、ネブライザー、移動用リフト（注）、居宅生活動作補助用具（注）、特殊便器、訓練用ベッド、自動消火器、動脈血中酸素酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

（注）のある用具は介護保険が優先になります。

（３）小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付（２０歳まで）

小児慢性特定疾患児が、日常生活をより円滑に行うため、必要に応じて日常生活用具が給付されます。申請には小児慢性特定疾患医療受給券（写し）が必要です。

（＊Ｐ７（２）日常生活用具の給付が優先され、重複給付はされません。）

種 目	対 象 者	性 能 等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を増設した者（入院中または施設入所中の者）	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を増設した者（入院中または施設入所中の者）	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。

※ 市町村民税額に応じて自己負担があります。

4 障害福祉サービス

介護給付

給付の 種 類	サービス名	サービス内容
訪 問 系	居宅介護（ホームヘルプ） （障害支援区分1以上）	自宅で入浴や排せつ、食事の介護または、調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物などをします。
	重度訪問介護 （障害支援区分4以上＜＊＞）	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する方に、自宅で入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。
	同 行 援 護 （視覚障害者）	視覚障害により移動が困難な方に、外出の際に必要とされる援助や情報の提供を行います。
	行 動 援 護 （障害支援区分3以上＜＊＞）	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援 （障害支援区分6＜＊＞）	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
日 中 活 動 系	短期入所（ショートステイ） （障害支援区分1以上）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。
	療 養 介 護 （18歳以上・ 障害支援区分6＜＊＞）	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をします。
	生 活 介 護 （18歳以上・ 障害支援区分3以上＜＊＞）	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施 設 系	施設入所支援 （18歳以上・区分4以上＜＊＞）	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

＜＊＞は、利用にあたり障害支援区分のほかに要件がある場合や年齢によって障害支援区分が緩和される場合などがあります。

訓練等給付

給付の種類	サービス名	サービス内容
居住支援系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、日常生活上の援助を行います。また、居宅における自立した日常生活への移行を希望する方には、日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の援助を行います。
訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練をします。
	就労継続支援（A型）	支援学校卒業者や離職した方などが対象です。雇用契約に基づき働きながら、一般就労も目指します。
	就労継続支援（B型）	年齢や体力面で一般就労が難しい方などを対象に、雇用関係は結ばずに、就労機会を提供する事業です。
	就労定着支援	生活介護や訓練系・就労系サービスを受け一般就労へ移行された方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

☆障害福祉サービスにおける利用者負担の上限

サービスを利用した場合、原則として費用の1割を利用者負担として支払います。ただし、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて上限が決められています。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給者（世帯）・市町村民税非課税者（世帯）		0円
市町村民税非課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く。		9,300円
市町村民税課税者（世帯）		37,200円

5 地域生活支援事業

精 地域活動支援センター (Ⅰ型)	精神保健福祉士などの専門職員を配置し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う場です。 (利用料は無料)
身・難・知・精 地域活動支援センター (Ⅱ型)	入浴や食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、レクリエーションなどをする場です。(利用料上限月額) 生活保護世帯・市町村民税非課税者(世帯)は無料 市町村民税課税者(世帯) 4,000円
身・難・知・精 地域活動支援センター (Ⅲ型)	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などをする場です。(利用料上限月額) 生活保護世帯・市町村民税非課税者(世帯)は無料 市町村民税課税者(世帯) 4,000円
身・難・知・精 相談支援事業	障害者(児)の地域での生活を支援するため、情報提供や関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談をすることができます。(詳細はP29参照)
身 意思疎通支援事業	聴覚障害者等の方が公共機関等に赴く場合に、円滑なコミュニケーションを図るために手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。 * 申込は遅くとも1週間前(緊急の場合除く)まで。 * 利用料は無料
身・難・知・精 移動支援事業 (ガイドヘルプ)	余暇活動などの社会参加が円滑にできるよう支援します。 対象者・身体障害者手帳をお持ちの方 (※手帳の等級要件と認定調査による一定の要件のいずれも満たす方が対象です) ・難病の方 ・知的障害者(児)精神障害者(児)施設入所者(児) (利用料上限月額) 生活保護世帯・市町村民税非課税者(世帯) 無料 市町村民税課税者(世帯) 4,000円
身・難・知・精 日常生活用具 給付等事業	障害者(児)の日常生活上の便宜を図るための用具の給付などをします。用具の種類により、給付条件・限度額・耐用年数があります。事後請求は認められません。(詳細はP7参照)(利用料上限月額)生活保護世帯・市町村民税非課税者(世帯)は無料、市町村民税課税者(世帯) 24,000円
身 訪問入浴サービス事業	総合等級が1・2級で、入浴が困難であると認められる方に対し、自宅での入浴サービスを行います。(※介護保険対象者を除く)(月8回まで利用可能) 生活保護世帯・市町村民税非課税者(世帯)は無料 市町村民税課税者(世帯) 1回 800円

身・知・精 日中短期入所事業	これまでの短期入所事業のうち日帰りのサービスを提供します。（利用料上限は無し） 生活保護世帯・市町村民税非課税者（世帯）無料
身・難・知・精 社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動などでの社会参加を促進します。 利用料無料
身・難・知・精 入院時コミュニケーション支援事業	重度訪問介護による入院時支援が利用できない方で、入院時に医療関係者との適切な意思疎通が困難と認められる方へ、支援員を派遣します。（一入院につき50時間まで、一日の利用上限5時間）

6 障害児通所支援

心身に障害、または発達の遅れがある児童を対象に療育を行う、児童福祉法の通所支援事業です。

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学児の障害児に対して、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援 その他必要な便宜を供与します。
放課後等デイサービス	学齢期の障害児に対して、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障害児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児の自立した生活を支え、児童とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援するものです。障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングや相談対応等を行います。

☆利用者負担について

サービス費用の1割が自己負担になります。ただし、世帯の所得によって月ごとの負担上限額が決められています。

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給者(世帯)・市町村民税非課税者(世帯)	0円
市民税課税世帯(所得割28万円未満)	4,600円
市民税課税世帯(所得割28万円以上)	37,200円

7 医療費負担軽減制度・医療機関

重度障害者医療費の助成	医療機関などで受診されたときに支払う保険診療の自己負担額の一部を助成しています。訪問看護ステーションが行う訪問看護利用料（医療保険分）も対象です。 対象者は以下のいずれかに該当される方です。 ※所得制限あり ・ 身体障害者手帳1級または2級所持者 ・ 療育手帳「A」所持者 ・ 療育手帳「B1」および身体障害者手帳所持者 ・ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・ 指定難病（特定疾患）受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当の方 （問い合わせ先） 医療助成課 TEL06-4309-3166
指定難病医療費助成事業	原因不明で治療方法が確立していないいわゆる難病の内、指定難病に対して医療費の助成を行います。 例 潰瘍性大腸炎・パーキンソン病等 （問い合わせ先） 各保健センター
後期高齢者医療	65歳から74歳で一定の障害がある方は、申請をすることで、後期高齢者医療制度へ加入できます。（障害認定） 対象となる一定の障害 ・ 身体障害者手帳1・2・3級および4級の一部（※） ※4級の一部 ・ 音声機能又は言語機能に著しい障害を有するもの ・ 両下肢のすべての指を欠くもの ・ 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ・ 一下肢の機能の著しい障害 ・ 療育手帳「A」 ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級 ・ 国民年金法等における障害年金1・2級 （問い合わせ先） 資格給付課 TEL06-4309-3167

・障害者(児)歯科診療

歯科診療所では対応の困難な障害者(児)の歯科診療を行っています。

[対象施設一覧] 診察時間等詳しくは、各施設にご確認ください。

施設名	所在地	電話・fax 番号	診療日
大阪府立急性期・総合医療センター	〒558-8558 大阪市住吉区万代東3-1-56	tel:06-6692-1201 fax:06-6606-7000	予約制
大阪府歯科医師会付属 障がい者歯科診療センター	〒543-0033 天王寺区堂ヶ芝 1-3-27	tel:06-6772-8887 fax:06-6774-0488	火・木・土
大阪赤十字病院	〒543-0027 天王寺区筆ヶ崎町 5-30	tel:06-6774-5111 fax:06-6774-5131	予約制 月～金 (木曜除)
(福)愛徳福祉会大阪発達障害総合療育センター	〒546-0035 東住吉区山坂 5-11-21	tel:06-6699-8731 fax:06-6699-8134	月～金 (18歳未満に限る)
枚方休日歯科急病診療所 障害者(児)歯科部	〒573-1197 枚方市禁野本町 2-14-16 枚方市医師会館 3 階	tel:072-848-0851 fax:072-848-0851	木 (13:00 ～17:00)
東大阪市立障害児者 支援センター内診療所 (障害児者歯科診療)	〒578-0984 東大阪市菱江5丁目2番34号	tel:072-975-5703 fax:072-975-5715	火(午前) 水(午後) 木(午後)

※他の施設については、大阪府のホームページを参照。



8 各種手当・年金制度

特別障害者手当	身体又は精神に著しく重度で永続する障害（知的障害含む）があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20才以上の方は特別障害者手当が受給できます。ただし、次の方は受給できません。 ① 受給資格者又は扶養義務者の所得が一定以上ある方。 ② 身体障害者療護施設等の施設に入所している方。 ③ 病院、診療所に3ヶ月を越えて入院している方。 手当月額(令和6年4月～) 28,840円 ※金額は年度ごとに見直し (問い合わせ先・申請) 各福祉事務所
障害児福祉手当	身体又は精神に重度で永続する障害（知的障害含む）があるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の20才未満の方は障害児福祉手当が受給できます。ただし、次の方は受給できません。 ① 受給資格者又は扶養義務者の所得が一定以上ある方。 ② 肢体不自由児施設等の施設に入所している方。 ③ 障害を支給事由とする年金給付を受けている方。 手当月額(令和6年4月～) 15,690円 ※金額は年度ごとに見直し (問い合わせ先・申請) 各福祉事務所
重度障がい者 生活支援制度事業 在宅生	障がい者の自立と社会参加に向け、重度障がい者と介護する方々へ在宅生活の推進とさらなる応援を目的として、障害者と同居している介護者へ給付金を支給します。 【支給対象】大阪府内(政令市を含む)において、身体障がい者手帳(1級または2級)及び療育手帳(A)を交付された障がい児者(※)と同居する介護者 ※特別障がい者手当の受給資格がある者を除く 【支給金額】月額 10,000円 (問い合わせ先・申請) 各福祉事務所
大阪府障害者扶養共済制度	障害者の保護者が加入者となって掛金を納入し、加入者が死亡又は著しい障害を有することとなったときに、障害者が終身にわたり年金を受給できます。 ◇ 加入できる人 ◎ 1～3級の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する、またはそれと同程度の永続的な障害がある障害者（児）の保護者。 ◎ 65歳未満であること。 ◎ 特別の病気や障害がないこと。 2口まで加入できます。 ◇ 掛金 加入時の年齢によって決まっています。 加入に際して、加入者の健康状態の審査があります。 (問い合わせ先・申請) 各福祉事務所

ねんきんダイヤル	障害年金の一般的なお問い合わせを受け付けています。基礎年金番号をご用意の上、お問い合わせください。 (問い合わせ先) ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165 東大阪年金事務所 TEL06-6722-6001
障害基礎年金	国民年金等に参加している期間中に生じた病気やケガによって障害者になった場合、20歳以前から障害を持っていた人が20歳になった時に、要件に該当すれば支給されます。 月額 (令和6年4月～) 1級 85,000円・2級 68,000円 (68歳以上 1級84,760円・2級67,808円) ※金額は年度ごとに見直し (問い合わせ先) 国民年金の場合……国民年金課 TEL06-4309-3165 厚生年金の場合……東大阪年金事務所 TEL06-6722-6001
障害厚生年金・障害手当金	厚生年金保険に参加している期間中に初診日のある病気やけが等により、法律に定める障害等級(1級、2級又は3級)の状態にある時に、保険料納付要件を満たせば障害厚生年金が支給されます。また、厚生年金保険に参加している期間中に初診日のある病気やけがが初診日から5年以内に治った場合で、障害厚生年金を受けられる状態ではないが一定の障害の状態にあり、保険料納付要件を満たせば障害手当金が支給されます。 (問い合わせ先) 東大阪年金事務所 TEL06-6722-6001
特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病が原因で、現在障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある人に給付金が支給されます。 対象者・平成3年3月以前に任意加入対象であった学生 昭和61年3月以前に任意加入対象であった厚生年金保険等に参加していた人の被扶養配偶者 支給月額 (令和6年4月～) 1級 55,350円・2級 44,280円 ※金額は年度ごとに見直し (問い合わせ先) 国民年金課 TEL06-4309-3165
特別児童扶養手当	20才未満で、政令で定める程度以上(中度程度)の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする児童を監護している父もしくは母または父母に代わって児童を養育している方が受給できます。 (※所得制限有り) 手当月額 (令和6年4月～) 1級 55,350円・2級 36,860円 ※金額は年度ごとに見直し (問い合わせ先) 国民年金課 TEL06-4309-3165

児童扶養手当

子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども。障害児の場合は20歳未満）を養育するひとり親家庭などが受給できます。また、ひとり親家庭以外でも父または母に一定程度の障害がある場合も受給できます。

（＊所得制限あり）

手当月額（令和6年4月～）

45,500円（子ども1名、全部支給の場合）

※金額は年度ごとに見直し。また所得額に応じ減額されます。

（問い合わせ先）国民年金課 TEL06-4309-3165



9 生活福祉資金 身・難・知・精

障害者手帳を所持している方の属する世帯には、次のような資金の貸付をしています。

貸付金利子は、措置期間経過後 年1. 5%（令和5年4月現在）

資金の種類			貸付限度額	据置期間	償還期間	備考
福祉資金	生業費	生業を営むのに必要な経費(事業を開始したり、また拡充するのに必要な経費)	460万円	6ヶ月	20年以内	総事業費2割の自己資金3か月以上確保されていること
	技術習得費	技能を習得するのに必要な経費並びに、その技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	130万円	習得後6ヶ月	8年以内	習得期間が6ヶ月を超える場合は、3年の範囲内で月額15万円以内の額を加算
	住宅費	居室等の補修、増改築、保全に必要な経費。公営住宅を譲り受けるのに必要な経費。	250万円	6ヶ月	7年以内	
	障害者等福祉用具購入費	障害者または高齢者が、日常生活の便宜を図るための福祉用具等の購入等に特に必要な経費	170万円	6ヶ月	8年以内	
	障害者自動車購入費	障害者が自ら運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜又は社会参加の促進を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費	250万円	6ヶ月	8年以内	
	中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第2条の規定に基づき、国民年金保険料の追納に要する経費	513.6万円	6ヶ月	10年以内	
	療養費	当該世帯に属する者の負傷又は疾病の療養およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費（原則として1年以内）	170万円	6ヶ月	5年以内	1年を超え1年6ヶ月以内であって、世帯の自立に必要な時は230万円
	介護等費	障害福祉サービス等を受けるために必要な経費およびその障害福祉サービス等受給期間中の生計を維持するために必要な経費（原則として1年以内）	170万円	6ヶ月	5年以内	1年を超え1年6ヶ月以内であって、必要と認められる時は230万円
	災害援護費	災害を受けたことにより自立のため臨時に必要な経費	150万円	6ヶ月	7年以内	火災保険、見舞金等で対応できるものや損害を賠償する目的のものは対象外
	その他福祉費	①結婚、出産及び葬祭、②住居の移転等に際し必要な経費、③就職及び技能を習得するために必要な支度をする経費、④日常生活上一時的に必要な特別資金（生活必需品の購入や年金の掛金等）	50万円	6ヶ月	3年以内	

※収入要件があります。

※その他資金、利率・保証人等、詳しいことは下記にお問い合わせください。

（問い合わせ先） 東大阪市社会福祉協議会

TEL 06-6789-7201

FAX 06-6789-2924

10 減免・割引制度

(1)自動車税（種別割・環境性能割）の減免等

身・知・精

＜減免等の範囲＞（普通自動車）

※精神障害者は精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療費（精神通院医療）受給者証の交付を受けている方が対象

所有者 (取得者)	運転者	○年齢 18 歳以上の 軽度の身 体障害者	・年齢 18 歳未満の 軽度の身体障害者 ・軽度以外の身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者（1 級）※	備 考
本 人	本 人	自動車税 (種別割・ 環境性能 割)	自動車税 (種別割・環境性能割)	1. 自家用自動車（白ナンバー） に限りです。 2. 構造変更の有無は問いませ ん。 ただし、生計を一にする人等が 運転する自動車については、車 種・構造等が専ら障害者のため の利用に適したものに限りま す。 （例えば、キャンピング車等は、 減免されない場合があります。） 3. 一人の障害者について1台 に限りです。（軽自動車を含む） 4. 総排気量2リットルを超え る自家用乗用車に係る自動車税 （種別割）は、当該自動車総排 気量が1.5リットルを超え2 リットル以下とみなした場合に 課すべき自動車税（種別割）の 額を限度として減免します。 5. 自家用普通乗用車（いわゆる 3ナンバー）に係る自動車税（環 境性能割）は、取得価額250 万円に税率を乗じて得た額を限 度として減免します。 ただし、構造変更が加えられた 自動車については、構造変更 に要した費用に税率を乗じて得 た額についても減免します。
	生計を一に する方			
	常時介護す る方			
生計を一 にする方	本 人			
	生計を一に する方			

※ 具体的な手続等は府税事務所へあらかじめお問合せください。また、手帳受領日以降60日以内に申請をしてください。

ホームページ「府税あらかると」（自動車税(種別割・環境性能割)の減免のしおり)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/genmenshiori.html>

（問い合わせ先）

中河内府税事務所

TEL 06-6789-1221

FAX 06-6789-2704

軽自動車税種別割	自動車税(種別割)とほぼ同じような減免があります。 (問い合わせ先) 税制課 軽自動車税係 TEL 06-4309-3134
軽自動車税環境性能割	自動車税(環境性能割)とほぼ同じような減免があります。 (問い合わせ先) 大阪府大阪自動車税事務所高槻支所 TEL 072-604-2772
身・知 有料道路の 通行料金の割引	① 登録範囲 身体障害者が自ら運転する場合、第1種障害者を乗せて介護者が運転する場合 ② 割引率 通行料金の半額 ④ 利用手続 障害者手帳、自動車検査証(個人名義、ただし長期リース契約で使用者が個人のものは可)、免許証(身体障害者が自ら運転する場合)を持参すること(ETCの場合:本人名義のETCカードとETC車載器セットアップ申込書が必要) オンラインで手続きする場合(ETC利用申請者限定) URL https://www.expressway-discount.jp 対象となる自動車の要件(1人1台)の緩和 (注意) 要件緩和に伴う利用方法についての注意事項は 西日本高速道路㈱のウェブサイト URL https://www.w-nexco.co.jp/etc/handicapped/を 事前にご確認ください。 (問い合わせ先) 有料道路ETC割引登録係 TEL 045-477-1233(平日9~17時)
身・知・精 NHK 放送受信料の減免	① 全額免除 障害者のいる世帯で、全員が市町村民税非課税の世帯 ② 半額免除 視覚・聴覚・精神(1級)障害者または重度障害者の世帯主で契約者である場合福祉事務所・保健センターで証明書交付 障害者手帳を持参 (問い合わせ先) NHKふれあいセンター TEL 0570-077077・TEL 050-3786-5003 NHK大阪放送局視聴者リレーションセンター 大阪市中央区大手前4-1-20 大阪放送局17階 TEL 06-6937-9000・FAX 06-6937-3501

点 字 郵 便 物 の 無 料 扱 い 等	① 無 料…点字郵便物及び指定盲人施設の発・返送する3kg以内の録音郵便物 ② 半 額…点字郵便物として差し出せない大型の物を点字ゆうパックにする(3kg以内…心身障害者用ゆうメールまたは聴覚障害者用ゆうパックの料金と同額 3kg以上…ゆうパック料金の半額) 各郵便局まで
身・知・精 携帯電話料金の割引	障害者手帳の提示により、基本使用料等が割引される場合があります。 (問い合わせ先) 各携帯電話会社の販売店
身・知・精 N T T 無料番号案内	利用方法は、「ふれあい案内」にお尋ねください。 (問い合わせ先) TEL0120-104174 (全国共通) FAX0120-104134
身・知・精 映画館の割引	大阪興行協会加入の映画館において、割引料金にて入場が出来ます。券売場で<u>障害者手帳を提示</u>してください。各種サービスとの併用は出来ません。 (問い合わせ先) 生活衛生同業組合大阪興行協会 TEL 06-6632-3811 FAX 06-6632-3812



(2) 税金の控除 身・知・精

① 障害者本人が受けられる障害者控除

	障害者控除額等	
	一般障害者	特別障害者
市町村民税	26万円	30万円
所得税	27万円	40万円
相続税	障害者（相続人）が85歳に達するまでの年数1年につき10万円	障害者（相続人）が85歳に達するまでの年数1年につき20万円
特別障害者等に対する贈与税の非課税	3,000万円まで非課税。（精神障害者のみ）	6,000万円まで非課税。
	特別障害者等の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特別障害者等を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち一定の金額までは贈与税がかかりません。この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署長に提出しなければなりません。	
障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税	地方公共団体が条例によって実施する障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除きます）については、所得税はかかりません。この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。 ※大阪府障害者扶養共済制度についてはP15参照	

② 障害者を扶養している方が受けられる障害者控除

	一般障害者	特別障害者	同居特別障害者
所得税	27万円	40万円	75万円
市町村民税	26万円	30万円	53万円

（特別障害者とは、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方。）

（市民税関係）問い合わせ先→ 市民税課 TEL06-4309-3135
FAX06-4309-3809

（所得税関係）問い合わせ先→東大阪税務署 TEL06-6724-0001

（相続税・贈与税）問い合わせ先→東大阪税務署 TEL06-6724-0001

（関税関係）問い合わせ先→大阪税関相談官室 TEL06-6576-3001

（事業税関係）問い合わせ先→中河内府税事務所 TEL06-6789-1221
FAX06-6789-7442

(3) 交通運賃等の割引

身・知・精

① 鉄道

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障害者本人が単独で乗車する場合	身体障害者 知的障害者	普通乗車券（片道100kmを越える利用の場合に限る）	5 割
介護者とともに乗車する場合 （介護者は1名）	第1種身体障害者及びその介護者 第1種知的障害者及びその介護者	普通乗車券、回数乗車券 急行券（特別急行券除く） 定期券（本人が小児（12歳未満）の場合は、介護者のみ）	5 割
	第2種身体障害者の介護者 第2種知的障害者の介護者 （障害者本人が12歳未満の場合に限る）	定期券	5 割 （介護者のみ）

※利用方法は各社にお問い合わせください。

※精神障害者の方については、鉄道により割引有無が異なりますので、各社にお問い合わせください。

身・知・精

② バス

乗車の形態	割引の対象	割引の内容	割引率
障害者本人が単独で乗車する場合	身体障害者 知的障害者	普通乗車券 回数券（回数券の種類により割引のない場合があります。）	5 割
		定期券	3 割
介護者とともに乗車する場合 （介護者は1名）	第1種身体障害者及びその介護者 第1種知的障害者及びその介護者	普通乗車券 回数券（回数券の種類により割引のない場合があります。）	5 割
		定期券	3 割
	第2種身体障害者及びその介護者 第2種知的障害者及びその介護者	普通乗車券 回数券（回数券の種類により割引のない場合があります。）	5 割
		定期券	3 割

※介護者への割引は手帳に記載があり、必要と認められた場合のみ。

※会社によって割引内容や対象が異なる場合がありますので、各社にお問い合わせください。

※精神障害者の方については、各社にお問い合わせください。

身・知・精

③ タクシー

乗車時に障害者手帳を提示すれば、運賃が1割引になります。

(精神障害者への割引の有無等は会社によって異なりますので、各社にお問い合わせください。)

身・知・精

④ 航空機(対象；満12歳以上)

航空会社又は代理店で国内線航空運賃の割引を受けられます。

旅行会社・航空会社で障害者手帳を提示してください。事前に手続きが必要になる場合があります。障害者手帳の種類(身体・知的・精神)や種別(第1種・第2種)により、割引対象が異なりますので、詳しくは各航空会社でお問い合わせください。

身・知・精

⑤ 船舶

障害者手帳の種類(身体・知的・精神)や等級・種別(第1種・第2種)により、割引対象が異なりますので、詳しくは各船舶会社でお問い合わせください。

身・知

⑥ Osaka Metro、大阪シティバス(旧大阪市営交通)

身体障害者手帳・療育手帳を提示すれば、割引を受けられる場合があります。

小児とは、12歳未満(12歳の小学校在学中の方を含む)の場合をいいます。

		介護者の有無		割引率
		Osaka Metro (旧大阪市営地下鉄・ニュートラム)	大阪シティバス (旧大阪市営バス)	
1種	大人	必ず介護者と同乗	介護者付可・本人単独可	本人5割・介護者5割
	小児	必ず介護者と同乗	介護者付可・本人単独可	本人5割・介護者5割
2種	大人	割引なし	本人単独	本人5割
	小児	必ず介護者と同乗	介護者付可・本人単独可	本人5割・介護者5割

- ・ 介護者の割引は1名まで、本人が車いすを使用している場合は介護者2名まで割引
- ・ 「Osaka Metro」定期券の割引対象は、1種の大人及び1種・2種の小児
- ・ 「大阪シティバス」定期券の割引対象は、1種・2種の大人
- ・ 介護者の定期券にも割引が適用される場合があります。

(問い合わせ先) Osaka Metro・シティバス案内コール

TEL06-6582-1400 FAX06-6585-6466

身・知・精

⑦東大阪市営自転車駐車場（定期利用のみ）

自転車駐車場定期利用申し込み時に「自転車駐車場利用減額申請書」の申請及び障害者手帳の提示をしていただければ、利用料金が5割引となります。

（自転車駐車場の所在地は東大阪市HPでご確認いただくか、
自転車対策課（06-4309-3220）にお問い合わせください。）

1 1 その他の福祉制度

自動車の四つ葉のクローバーマーク	身体障害者が運転する自動車に四つ葉のクローバーマーク「身体障害者マーク」を貼ることにより、車の幅寄せや割り込みを禁止しています。（問い合わせ先）交通安全協会
車いすマークのステッカー	障害者手帳をお持ちの方へ車いすマークのステッカーを販売しています。（問い合わせ先）東大阪市身体障害者福祉協会
身 自動車運転免許の取得費の助成	免許を取得するために直接要した費用の3分の2以内で、1人1回に限り（100,000円を限度）助成しています。（免許取得後6ヶ月以内の申請で市町村民税の所得割が課されない者で構成されている世帯に属する者に限る） （問い合わせ先）各福祉事務所
身 自動車改造費補助	就労等のため、自己の所有する自動車の操向装置等の一部を改造する必要があるものに対し、その費用について、実費（100,000円を限度）を補助します。 ※ただし、所得制限があります。またローンが残っている自動車を利用している場合は、車検証の使用者が申請者と一致すること。事後請求は認められないので事前に相談してください。（問い合わせ先）各福祉事務所
身・知・精 駐車禁止除外指定車標章の交付	身体障害者手帳をもつ歩行困難な方等、療育手帳Aの交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方は、申請により駐車禁止除外指定車標章が交付されます。交付方法、交付対象及び駐車許可等詳細については各警察署の交通課に直接お問い合わせください。 （問い合わせ先）各警察署の交通課
身・難・知・精 大阪府障がい者等用駐車区画利用証の交付	身体障害者手帳の交付を受けている方（交付要件あり）・療育手帳Aの交付を受けている方・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方・特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方等は、申請により車いす使用者用の駐車区画等を利用するための利用証が交付されます。交付方法、交付対象及び利用方法等詳細についてはお問い合わせください。 （問い合わせ先）大阪府福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課 TEL06-6944-2362 FAX06-6942-7215

ニ ュ ー 福 祉 定 期貯金	障害基礎年金等の受給者、特別障害者手当等の受給者に対し、通常の定期預金の利息より有利な利息を受け取ることができます。 (問い合わせ先) ゆうちょ銀行の貯金窓口 TEL0120-108-420
身・知・精 マル優制度	障害者は、小額預金の利子に対する非課税制度（マル優）が利用できます。 (問い合わせ先) 各金融機関
身・難・知・精 避難行動要支 援者名簿	大規模災害の発生時に、身体が不自由などの理由により自力または家族の支援だけでは避難することが困難な方や不安のある方の支援に役立てるため、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。平常時から地域の支援者に提供し、災害時における地域での安否確認・避難支援活動のほか、消防局による火災時の避難支援に役立ってます。この名簿を地域の支援者に提供するには、事前に本人による同意の申出（登録）が必要です。ただし、登録によって災害時の支援を必ずしも保障するものではありません。 〈対象者〉 ○身体障害者手帳 1 級または 2 級の方 ○療育手帳 A (重度)の方 ○精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 ○在宅で要介護区分 3 以上の方 ○ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で要介護区分 1・2の方 ○指定難病・特定疾患医療受給者証を持っている方 ※施設に入所されている方や長期入院されている方は対象外 (問い合わせ先) 地域福祉課 TEL06-4309-3181
身・知 住 宅 改 造 助 成 事 業	重度身体障害者（児）及び重度知的障害者（児）が住み慣れた地域で自立し、安心して生活ができるよう、そのために必要な住宅改造に要する経費を助成します。対象となる世帯は、身体障害者手帳 1 級、2 級または療育手帳 A（重度）に該当する方がいる世帯です。※高齢者等で介護認定を受けている場合は、介護保険による住宅改修が優先となる工事もあります。※日常生活用具の住宅改修が優先となる工事もあります。 事業費用は 50 万円を限度とし、所得に応じて異なります。 (問い合わせ先) 障害施策推進課、 介護保険の住宅改修＝給付管理課 TEL06-4309-3186、 日常生活用具の住宅改修＝各福祉事務所

身 重度障害者リフト付福祉タクシー利用料金助成事業	重度の歩行機能障害のため、車椅子等補助用具を使用しなければ外出が困難な在宅障害者の移動を支援し、リフト付福祉タクシー利用に関する利用料金の助成をします。 ＜対象者＞ 身体障害者障害程度等級表に定める下肢、体幹、四肢機能、運動機能（移動機能）１級の身体障害者手帳の交付を受けている重度の身体障害者（児） ＜助成額＞ １回６６０円、月４回分利用券は翌月に限り、繰越利用できます。（３月分は当月のみ） （問い合わせ先）各福祉事務所又は障害福祉認定給付課
身 Net119	音声（肉声）による１１９番通報が困難な方が緊急通報を行う補助的な通報手段として、スマホや携帯電話のネット機能を使用し、消防局に緊急通報（消防車や救急車の要請）ができるサービスです。 ＜対象者＞ 聴覚や発語の障害があり、音声（肉声）による１１９番通報が困難な方 （問い合わせ先）東大阪市消防局 警防部 通信指令室
身 自動車事故対策機構による介護料支給	自動車事故を原因として脳、脊髄または胸腹部臓器に重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時または随時の介護が必要となった方に、独立行政法人自動車事故対策機構（ＮＡＳＶＡ）から介護料が支給されます。支給対象となる方および詳しい支給要件は、問い合わせ先へご確認ください。 （問い合わせ先）自動車事故対策機構大阪主管支所 TEL06-6942-2804 FAX06-6942-2807
ヘルプマーク ヘルプカード	ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病のある方、妊娠初期の方など、見た目にはわかりにくくとも、援助や配慮を必要としている方が周りの人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくなるように作成されたマークです。また、ヘルプカードは、氏名や病名、緊急連絡先などを記載し、障害のある方などが緊急時や災害時、また外出時に困りごとが起こった際に周りの人に伝え、手助けや配慮を受けやすくなるためのカードです。ヘルプマークとあわせて、普段から身につけておくようにしてください。 （問い合わせ先）障害施策推進課 （配布場所）障害施策推進課、各福祉事務所、各保健センター  ↑ ヘルプマーク  ↑ ヘルプカード（表紙）

12 相談機関一覧

《相談機関》

(1) 公的相談機関

・委託相談支援センター

中学校区地域	名称	所在地・連絡先
孔舎衙・ 石切・枚岡中 中学校区地域	OSJ 工房よりそいの丘	東山町6番1号 リリーフ明日香新石切110号 TEL 072-987-5554 FAX 072-920-7080
縄手北・縄手・ くすは縄手南 校・池島学園 中学校区地域	委託相談支援センター ルーチェ	昭和町3番2号 竹菊合同ビル4階 TEL 072-985-2323 FAX 072-983-5106
盾津・ 盾津東・玉川 中学校区地域	相談支援センターわくわく	中新開二丁目11番20号 TEL 072-968-7146 FAX 072-960-3613
英田・花園・ 若江 中学校区地域	自立支援センター『ぱあとなあ』	若江東町二丁目1番6号 TEL 06-6722-7760 FAX 06-6722-7761
楠根・高井 田・新喜多 中学校区地域	相談支援室つむぎ	森河内西二丁目3番36号 TEL 06-6736-5590 FAX 06-6736-5591
意岐部・小阪・ 長栄・布施 中学校区地域	委託相談支援センター アーバンサポート新喜多	西堤本通西一丁目2番18号 TEL 06-6224-7774 FAX 06-6784-7771
上小阪・ 弥刀・金岡・ 柏田・長瀬 中学校区地域	障害者生活支援センターひびき	永和一丁目3番4号 TEL 06-6224-7310 FAX 06-6747-9224

・東大阪市立障害児者支援センター 「レピラ」

基幹相談支援センター おもな役割 ①総合的・専門的な相談支援 ②地域の相談支援体制の強化 ③地域移行・地域定着の促進 ④権利擁護等	知的・身体・精神の3障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等への相談支援を受け付けています。また障害児者への人権侵害の防止と制度の利用支援を推進しています（成年後見制度等）。地域における中核的機能としての相談支援です。 TEL072-975-5708 FAX072-975-5717
発達障害支援センター（PAL）	自閉スペクトラム症等の発達障害のある児童およびその保護者を対象に、発達障害の特性に合わせた療育、保護者に対する研修や療育相談を行っています。また、発達障害児支援の拠点施設として、中河内圏域の障害児通所支援事業所等のスキルアップを目的とした機関支援も行っています。TEL 072-975-5712
東大阪市障害者就業・生活支援センター（J-WAT）	一般企業への就労を希望する方や、現在就労中の方に対する職業生活上の相談・支援を行うとともに、障害者雇用に関する企業からの相談に対応しています。 ※就職のあっせんは行いません。 TEL 072-975-5711 FAX 072-975-5718

※レピラの他の事業についてはP46をご覧ください。

・委託発達障害相談支援センター

発達障害相談支援センターピュア	御厨南二丁目6番22号 TEL 06-6781-1197 FAX 06-6784-3390
------------------------	---

・その他

子ども見守り相談センター	概ね18歳未満の子どもとその家族及び妊産婦を対象に、子どものすこやかな成長・発達・子育て等、子どもに関わる悩みの相談に応じます。子ども虐待に関する通告・相談等にも応じます。 （問い合わせ先）子ども見守り相談センター TEL 06-4309-3197 FAX 06-4309-3818
身 大阪府障がい者自立相談支援センター	身体障害者の補装具や自立支援医療の判定および専門的相談・指導を実施するとともに、巡回相談の場、相談機関および機能訓練機関に対し理学療法士や作業療法士を派遣します。 ◎ 市内で月1回、巡回相談が実施されています。要予約 ◇ 日 時 第3月曜日 午後2時00分～3時30分 ※7月と9月のみ第1月曜日

	◇ 会 場 希来里ビル内5階 くすのきプラザ(若江岩田駅前市民プラザ) 多目的ホール (問い合わせ先) 巡回相談: 各福祉事務所 大阪府障がい者自立相談支援センター 身体障がい者支援課 大阪市住吉区大領3丁目2-36 TEL 06-6692-5262・FAX 06-6692-5340
知 大阪府障がい者自立相談支援センター (知的障がい者支援課)	知的障害者(18才以上)の判定および専門的相談・指導を実施するとともに、新たに知的障害と発達障害との重複障害に対する支援を実施しています。 (問い合わせ先) 知的障がい者支援課・TEL 06-6692-5263
大阪府発達障がい者支援センター (アクトおおさか)	発達障害のある人たちや家族・関係施設等からの相談に応じ、必要な助言等を行っています。また、普及啓発や研修事業、成人期の発達障害者の就労支援を実施しています。 (問い合わせ先) 大阪市中央区内本町1-2-13 谷四ばんらいビル10階A TEL 06-6966-1313・FAX 06-6966-1531
大阪府 東大阪子ども家庭センター	児童福祉法に基づく障害児施設の利用について、相談に応じます。18歳未満の知的障害がある児童の療育手帳の判定を行うとともに、必要な助言をおこなっています。 (問い合わせ先) TEL 06-6721-1966 FAX06-6720-3411
民生委員・児童委員	地域において福祉事務所・子ども家庭センター等の関係機関の業務に協力し、相談・支援活動に従事しています。(問い合わせ先) 各福祉事務所
障害者相談員	主に当事者やその家族の中から選ばれ、障害者の身近な相談に応じています。(詳細はP42参照)
コミュニティソーシャルワーカー (CSW)	地域の身近な相談員として、コミュニティソーシャルワーカーは、高齢者や障害者、子育て中の人などの暮らしの中の困りごとや悩みごとの相談に応じています。相談の内容から課題を発見し、必要なサービスや専門機関へつなぐなど、課題を解決するための支援を行います。 (詳細はP42参照)

(2) 職業相談・職業訓練

布施公共職業安定所(ハローワーク布施) 東大阪市長堂1-8-37 イオン布施駅前店4階	就職を希望する方に対して、仕事に関する相談を行っています。 (問い合わせ先) TEL 06-6782-4221 FAX 06-6783-6768
OSAKAしごとフィールド 場所…大阪府中央区北浜東3番14号(エルおおさか 本館2階・3階) ホームページURL http://shigotofield.jp/	お仕事をお探しの方へ就職活動の支援、採用をお考えの企業の方への支援を行う施設です。求職中の方へは、カウンセリングのほか、職場体験実習、就職活動のポイントが学べるセミナー等を実施。また中小企業向けに採用や人材育成に役立つ情報提供も行っています。 (問い合わせ先) TEL06-4794-9198 FAX06-6232-8581
大阪障害者職業センター 大阪府中央区久太郎町2-4-1 (クラブ アネックスビル4F)	就職のための相談・職業評価、職場適応のための助言等を行っています。 (問い合わせ先) TEL 06-6261-7005 FAX 06-6261-7066
大阪障害者職業能力開発校 堺市南区城山台5丁1番3号	障害者を対象に職業に必要な技能・知識を習得するために次のような訓練科目を設け、職業訓練を行っています。 ◇ 科目(8科) CAD製図、OAビジネス DTPデザイン、Webデザイン、ワークサービス、オフィス実践、職域開拓、Jobチャレンジ ◇ 定員 5～30名(各科により異なります) ◇ 期間 6ヶ月・1年 (問い合わせ先) TEL 072-296-8311 FAX 072-296-8313
(社) 東大阪府社会福祉協議会 ボランティア・市民福祉活動センター	ボランティア活動を求める市民の窓口です。ボランティア活動をしたい人やボランティアを派遣して欲しい人への調整をおこなっています。 (問い合わせ先) TEL 06-6789-5550 FAX 06-6789-2924

(3) 権利擁護の相談機関

知・精 大阪府社会福祉協議会 権利擁護推進室 (あいあいねっと)	障がい等により、判断能力が不十分な方に対する財産侵害などの権利侵害について、電話による相談に応じます。専門的な助言が必要な場合は専門相談（弁護士と社会福祉士による面接相談—予約が必要）をご利用いただけます。 (問い合わせ先) 大阪府中央区中寺1-1-54 大阪府福祉指導センター3階 TEL 06-6191-9500・FAX 06-6764-7811
知・精 成年後見制度市長申し立て	知的障害、精神障害により判断能力が低下しているために、福祉サービスなどの利用契約や財産管理ができないなど、安全で権利が擁護された生活を送ることが困難な方であって、成年後見などの開始申し立てを行う親族がいない場合、市長が後見・保佐・補助開始の申し立てを家庭裁判所に行います。 (問い合わせ先) 各福祉事務所・各保健センター
知・精 成年後見サポートセンター	成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりと関係機関のネットワーク化を進めています。地域の支援者などを対象とした研修会を開催し、制度の周知を図ります。 (問い合わせ先) 成年後見サポートセンター（社会福祉協議会内） TEL 06-6618-4566 FAX 06-4309-7582
知・精 日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)	知的障害、精神障害により判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用契約を結ぶことが困難な方が安心して適切なサービスを利用できるよう、社会福祉協議会で利用手続きの代行や日常的な金銭管理・書類預かりサービスなどの援助を行っています。(所得により費用負担あり。) (問い合わせ先) 社会福祉協議会(日常生活支援センター) TEL 06-4309-7572・FAX 06-4309-7582
大阪弁護士会高齢者・障害者 総合支援センター「ひまわり」	障害者の権利擁護相談、成年後見制度の利用手続きなどの援助を行っています。 (問い合わせ先) 大阪府北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館1階 大阪弁護士会高齢者・障害者総合法律相談センター TEL 06-6364-1251
公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート大阪支部	障害者の権利擁護相談、成年後見制度の利用手続きなどの援助を行っています。 (問い合わせ先) 大阪府中央区和泉町1-1-6 大阪司法書士会館内 TEL 06-4790-5643

大阪社会福祉士会 相談センター	障害者の権利擁護相談、成年後見制度の利用手続きなどの援助を行っています。 (問い合わせ先) 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪社会福祉会館1階 TEL 06-4304-2727 FAX 06-4304-2773
NPO大阪精神医療 人権センター	精神障害者の人権擁護に関する様々な活動を行っています。 (問い合わせ先) 大阪市北区西天満5-9-5谷山ビル9階 TEL 06-6313-0056

1 3 社会参加の促進

身 選挙での郵便等による不在者投票	一定の重度障害のある方で投票所に行くことが困難な方に、郵便による不在者投票制度があります。ただし、事前の手続きが必要となりますのでお問合せください。 【該当要件】 ・両下肢、体幹の障害もしくは移動機能の障害の程度が1級・2級の方 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級・3級の方 ・免疫もしくは肝臓の障害の程度が1級・2級・3級の方 (問い合わせ先) 東大阪市選挙管理委員会事務局 TEL 06-4309-3287・FAX 06-4309-3835
身 視覚障害者用市政だより、府政だよりの発行	視覚障害者のために、点字及び声のテープによる市政だより、府政だよりの発行を行っています。 (問い合わせ先) 市政だより 広報広聴室広報課 TEL 06-4309-3102・FAX 06-4309-3822 (問い合わせ先) 府政だより 府民お問合せセンター TEL 06-6910-8001・FAX 06-6910-8005

身 録音図書、点字図書 などの製作・貸出、 対面朗読サービス 等	視覚障害者のために、録音図書、点字図書などの製作・貸出や持参した図書を代読・代筆する対面朗読サービス、手持ちの活字資料を点訳、または音訳するプライベートサービスを行っています。また、視覚障がい者支援センター点字図書館および日本ライトハウス情報文化センターでは、視覚障害者用の補装具や日常生活用具、便利グッズを展示・販売し、パソコン機器等の使い方の講習会も行っています。 （問い合わせ先） 視覚障がい者支援センター 点字図書館 TEL 06-6748-0609（貸出） TEL 06-6748-0615（補装具・日常生活用具） 日本ライトハウス情報文化センター TEL 06-6441-0039 （問い合わせ先）大阪市立早川福祉会館 TEL 06-6622-0122・FAX 06-6622-0121
身 点字出版施設	点字刊行物の出版を行います。 社会福祉法人日本ライトハウス 点字情報技術センター （問い合わせ先） TEL 06-6784-4414・FAX 06-6784-4417
身 字幕入りビデオライ ブラリーの貸出	一般公開された映像番組等に字幕や手話を挿入したビデオ・DVD等を無料で貸し出しています。貸し出しには事前登録が必要です。 （問い合わせ先）(公社)大阪聴力障害者協会 TEL 06-6748-0380・FAX 06-6748-0383
身 身体障害者補助犬	身体障害者の日常生活を支援する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）に関する相談に応じるとともに、身体障害者補助犬の貸与をおこなっています。 （問い合わせ先）大阪府障がい福祉室自立支援課 TEL 06-6944-9176・FAX 06-6942-7215
身・知・精 大阪府障がい者 スポーツ大会	大阪府域レベルの障がい者スポーツ大会を開催しています。 陸上・水泳・卓球・アーチェリー・フライングディスク・ボウリング・ボッチャの7競技が行われ、一部競技を除き全国障害者スポーツ大会に出場する選手の選考会を兼ねています。 ※精神障害者は卓球のみ （問い合わせ先）大阪府障がい者スポーツ協会 TEL 072-296-6311・FAX 072-296-6313

(1) 視覚障害者及び身体障害者のためのコーナー・公園施設

- ◎ 服部緑地（視覚コーナー・こどもの樂園） TEL 06-6862-4945
FAX 06-6868-2016

阪急宝塚線曾根駅・北大阪急行線緑地公園駅下車

手帳提示で料金等の免除有り

- ◎ 大泉緑地（視覚コーナー） TEL 072-259-0316
FAX 072-253-4440

JR阪和線堺市駅乗換南海バス北区役所前・Osaka Metro新金岡駅下車

手帳提示で料金等の免除有り

- ◎ 久宝寺緑地（視覚コーナー） TEL 072-992-2489
JR大和路線久宝寺駅、加美駅・JRおおさか東線新加美駅・

近鉄大阪線久宝寺口駅下車

手帳提示で料金等の免除有り

- ◎ りんくう公園 TEL 072-469-7717
FAX 072-469-7719

JR関西空港線・南海線（空港線）りんくうタウン駅下車

(2) 障害者が利用できるスポーツ・文化・レクリエーション施設

- ◎ 東大阪市立体育館（総合体育館・東体育館）

団体使用 使用料減免申請書によって4割減額となります。

個人使用 手帳所持者と介護者が5割減額されます。

- ◎ ファインプラザ大阪（大阪府立障がい者交流促進センター）

所在地	堺市南区城山台5丁1-2（泉北高速光明池駅） TEL 072-296-6311・FAX 072-296-6313
利用方法	個人：利用当日、障害者手帳を持参してください。 専用：あらかじめ所定の利用申込書を提出してください。 （予約時期は直接お尋ねしてください。）
使用料	個人：障害者とその介護者1人は無料 専用：有料（ただし、障害者団体等の場合は半額） （詳細は直接お尋ねしてください。）

- ◎ 大阪市長居障害者スポーツセンター

所在地	大阪市東住吉区長居公園1-32（Osaka Metro長居駅） TEL 06-6697-8681・FAX 06-6697-8613
利用方法	個人：利用当日、障害者手帳を持参してください。 専用：あらかじめ所定の使用申込書を提出してください。 （予約時期は直接お尋ねしてください。）
使用料	大阪府下の障害者は無料（詳細は直接お尋ねください。）

◎ アミティ舞洲（大阪市舞洲障害者スポーツセンター）

所在地	大阪市此花区北港白津2-1-46（JR桜島駅） TEL 06-6465-8200・FAX 06-6465-8207
利用方法	個人：利用当日、障害者手帳を持参してください。 専用：あらかじめ所定の使用申込書を提出してください。 （予約時期は直接お尋ねしてください。）
使用料	大阪府下の障害者は無料（詳細は直接お尋ねください。）

◎ 東大阪市立ウィルチェアスポーツコート ※障害の有無にかかわらず利用可能

所在地	東大阪市松原南一丁目1番1号（近鉄東花園駅） TEL 072-961-3668（市花園ラグビー場） FAX 072-961-3661
利用方法	あらかじめ所定の使用許可申請書を提出してください。 ※利用状況について直接お尋ねください。
使用料	コート全面、1時間あたり1,000円 （土日祝1.2倍 市外者1.5倍 営利目的3倍の加算あり）

（3）障害者の方の文化活動のための施設

身・知・精 東大阪市民美術センター	障害者手帳提示により、割引制度があります。 （問い合わせ先）東大阪市吉田6-7-22 （花園中央公園内） TEL 072-964-1313・FAX 072-964-1596
身 大阪府盲人福祉センター	視覚障害者の方々の交流の場、あるいは社会活動促進の場として設置されたものです。 又、無料で郵送による貸出しができる点字図書館が設置されています。 （問い合わせ先）大阪市東成区中道1丁目3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 視覚障がい者福祉センター （Osaka MetroまたはJR森ノ宮下車徒歩5分） TEL 06-6748-0615・FAX 06-6748-0616

14 講習会等

乳幼児期手話獲得支援事業「こめっこ」	きこえない・きこえにくい未就学児とその家族、きこえない親と未就学児を対象にした事業です。毎月第1・3土曜日午後開催予定。（会場）大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター（問い合わせ先） NPOこめっこ（手話言語獲得習得支援研究機構） TEL06-6748-0084 FAX 06-6748-0089
オストメイト社会適応訓練相談会	人工肛門、人工膀胱のストマ用装具の装着者を対象に、装具の使用等についての相談会を行っています。 （問い合わせ先）（公社）日本オストミー協会 大阪府支部 TEL 080-9470-8690
ボランティア養成講座	東大阪市社会福祉協議会市民福祉活動センターでは、活動中の方、これから活動を始めようとする方のために講座を行っています。 （問い合わせ先）東大阪市社会福祉協議会市民福祉活動センター TEL 06-6789-5550
精神障害者の家族の集い	精神障害者を抱える家族が集まりを持っています。 （問い合わせ先）大阪府精神障害者家族会連合会 TEL 06-6941-5797 FAX 06-6945-6135 平日10:00～15:00
アルコール依存症の本人・家族・友人の集い	アルコール依存症の本人、家族及び友人が集まりを持っています。 【本人】（問い合わせ先1）大阪府断酒会 TEL 072-949-1229 平日9:30～16:00 FAX 072-933-1220 （問い合わせ先2）AA（アルコホーリクス・アノニマス）関西セントラルオフィス TEL 06-6536-0828 月～金10:00～16:00（電話対応17:00まで） 日13:00～16:00※土・祝休み FAX 06-6536-0833 【家族】（問い合わせ先）大阪府断酒会家族会 TEL 072-949-1229 平日9:30～16:00 FAX 072-933-1220 【家族及び友人】（問い合わせ先）アラノン家族グループ TEL 045-642-8777（水・土・日・祝は休み）10:30～15:00

薬物依存症の本人・家族・友人の集い	薬物依存症の本人、家族及び友人が集まりを持っています。 【本人】（問い合わせ先）NA（ナルコティクスアノニマス） 日本リージョン・セントラル・オフィス TEL・FAX 03-3902-8869 火19:00～21:00・土13:00～17:00 FAX毎日24時間受付 【家族及び友人】（問い合わせ先）ナラノン ファミリーグループ ジャパンナショナルサービスオフィス TEL・FAX 03-5951-3571 平日10:00～16:00
ギャンブル等依存症の本人・家族・友人の集い	ギャンブル等依存症の本人、家族及び友人が集まりを持っています。 【本人】（問い合わせ先）GA（ギャンブラーズ・アノニマス） 日本インフォメーションセンター TEL 046-240-7279 FAX 050-3737-8704 毎月最終週日曜日 11:00～15:00 【家族及び友人】（問い合わせ先） ギャマノン日本サービスオフィス TEL・FAX 03-6659-4879 月・木10:00～12:00

15 住宅

○公営（府営・市営）住宅の入居者募集

公営住宅の入居資格を有する障害者世帯が優先又は配慮されている公営住宅の入居者

府 営 住 宅	総合募集 年6回募集（偶数月）	障害者世帯は、（福祉世帯向けなど）を選択して申し込みます。（身体障害者手帳の交付を受けている車いす常用者がいる世帯は車いす常用者世帯向け住宅に応募できます。） ＜申込用紙配布場所※募集期間のみ配布＞住宅政策課、市政情報相談課、各行政サービスセンター、各福祉事務所、市営住宅管理センター、大阪府営住宅布施管理センター、中河内府民情報プラザ （問い合わせ先）大阪府営住宅布施管理センター TEL06-6789-0321 FAX 06-6789-0322
市 営 住 宅	空き家が発生すれば年1回（不定期）の一般募集に合わせて募集	東大阪市に車いす常用者世帯向け住宅がありますが、住宅の戸数が少ないため、募集の行われない年もあります。空き家が発生すれば年1回（不定期）の一般募集に合わせて、車いす常用者世帯向け住宅の入居者募集も行います。 （問い合わせ先）東大阪市営住宅管理センター TEL06-6788-8001 FAX 06-6788-8005

16 児童福祉施設等

障害児入所施設（医療型・福祉型）の利用につきましては、大阪府東大阪子ども家庭センターまでお問い合わせください。

東大阪子ども家庭センター TEL 06-6721-1966・FAX 06-6720-3411

児童発達支援センター東大阪市立はばたき園の利用につきましては、東大阪市立障害児者支援センター（レピラ）内はばたき園相談室までご相談ください。

TEL072-975-5724または・FAX072-975-5714

17 介護保険制度との関係

障害者手帳を所持されている65歳以上の方は、原則として介護保険サービスを優先して利用して頂きます。40歳から65歳未満の介護保険制度の「16疾病」に該当される方についても、介護保険制度でのサービスの利用が優先されます。

介護保険制度にないサービス（補装具費、日常生活用具の一部の交付・移動支援事業等）については、障害福祉の制度を利用できる場合があります。

18 参考資料

《参考資料1》

障害者相談員（令和6年10月1日現在）

障害者相談員は、主に当事者やその家族の中から選ばれ、障害者の身近な相談に応じています。

身体障害者相談員

NO	氏名	郵便番号	住所
1	田中 米男	577-0845	東大阪市寺前町 1 丁目
2	木下 エツ子	577-0033	東大阪市御厨東 2 丁目
3	奥井 康子	578-0974	東大阪市鴻池元町
4	濱田 康子	578-0941	東大阪市岩田町 4 丁目
5	寺尾 律子	578-0932	東大阪市玉串町東 1 丁目
6	伊藤 芳子	577-0803	東大阪市下小阪 2 丁目
7	高木 優	577-0807	東大阪市菱屋西 1 丁目
8	大向 勝	579-8036	東大阪市鷹殿町
9	萬谷 文章	577-0803	東大阪市下小阪 1 丁目

障害施策推進課にお問い合わせください。

知的障害者相談員

NO	氏名	郵便番号	住所
1	坂本 ヒロ子	577-0803	東大阪市下小阪 2 丁目
2	瓜生 みのり	577-0057	東大阪市足代新町
3	坂田 さち子	578-0947	東大阪市西岩田 3 丁目
4	阪上 豊子	577-0032	東大阪市御厨 5 丁目
5	道畠 美佳	578-0935	東大阪市若江東町 2 丁目

障害施策推進課にお問い合わせください。

精神障害者相談員

NO	氏名	郵便番号	住所
1	橘 やよい	579-8041	東大阪市喜里川町
2	草宮 操	577-0011	東大阪市荒本北

健康づくり課にお問い合わせください。

CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置する
いきいきネット相談支援センター一覧

中 学 校 区	施 設 名	所 在 地	専用電話 ファックス
孔舎衙 石 切	社会福祉法人 仁風会 相談支援センター ビオスの丘	日下町 4-1-42	072-986-0294 072-986-9003
縄手北 枚 岡	社会福祉法人 東大阪市社会福祉 協議会 東大阪市立五条老人センター	五条町 9-45	072-986-7673 072-986-7592
くすは縄手南 縄 手			
池島学園 盾 津	社会福祉法人 東大阪市社会福祉 協議会 東大阪市立角田総合老人センター	角田 2-3-8	072-962-8265 072-963-2020
盾津東 英 田			
玉 川 花 園	社会福祉法人 青山会 とうふく	菱屋東 2-4-21 相栄ロイヤルビル5階	072-968-8065 072-968-8076
意岐部 若 江	NPO法人 生きがい事業団かど や 街かどデイハウス すずめの学校（分室）	荒本 1-1-24	06-6781-2002 06-6781-2002
楠 根 高井田	社会福祉法人 東大阪市社会福祉 協議会 東大阪市立高井田老人センター	高井田元町 1-2-13	06-6789-7206 06-6789-9174
小 阪	社会福祉法人 ひびき福祉会 アクティビティセンターひびき	中小阪 5-14-23	06-6732-1127 06-6725-6522
新喜多 長 栄	社会福祉法人 東大阪市社会福祉 協議会 東大阪市立高井田老人センター	高井田元町 1-2-13	06-6789-7206 06-6789-9174
金 岡 布 施	NPO 法人 ヒューマンライツ・な がせ 21 蛇草障害者作業所「パオ」	長瀬町 3-6-8	06-6729-2825 06-6729-9346
弥 刀 上小阪	社会福祉法人 真優福祉会 さつきこども園	近江堂 2-6-30	06-6730-8780 06-6728-2125
柏 田 長 瀬	社会福祉法人 インクルーシヴラ イフ協会 長瀬事務所	衣摺 4-1-8 関西ハイツ1階	06-6725-2754 06-6729-5016

※くすは縄手南校と池島学園は義務教育学校です。

《参考資料2》

※関係機関等一覧（市内及び市外）

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	荒本障害者センター	荒本2-6-6	TEL 06-6788-7577 FAX 06-6782-3709
2	長瀬障害者センター	長瀬町3-4-3	TEL 06-6720-5382 FAX 06-6720-5700
3	東大阪市立社会教育センター	長堂1-17-29	TEL 06-6789-4100 FAX 06-6789-5212
4	大阪府東大阪子ども家庭センター	永和1-7-4	TEL 06-6721-1966 FAX 06-6720-3411
5	布施公共職業安定所 （ハローワーク布施）	長堂1-8-37 イオン布施駅前店4階	TEL 06-6782-4221 FAX 06-6783-6768
6	東大阪市身体障害者福祉協会	荒川3-18-14	TEL 06-6720-1178 FAX 06-6720-1176
7	児童発達支援センター 東大阪市立はばたき園	菱江5-2-34（東大阪市立 障害児者支援センターレピラ 内）	TEL 072-975-5701 FAX 072-975-5714
8	東大阪市障害者就労生活支援 センター	菱江5-2-34（東大阪市立 障害児者支援センターレピラ 内）	TEL 072-975-5706 FAX 072-975-5716
9	東大阪市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動セン ター	高井田元町1-2-13（東大 阪市立総合福祉センター内）	TEL 06-6789-5550 FAX 06-6789-2924
10	東大阪市立角田総合老人セン ター	角田2-3-8	TEL 072-962-8011 FAX 072-963-2020
11	東大阪年金事務所	永和1-15-14	TEL 06-6722-6001 FAX 06-6725-0838
12	東大阪税務署	永和2-3-8	TEL 06-6724-0001
13	中河内府税事務所	御厨栄町4-1-16	TEL 06-6789-1221 FAX 06-6789-7442
14	ゆうちょコールセンター（貯金等案 内）		TEL 0120-108-420
15	消防局警防部通信指令室	稲葉1-1-9	TEL 072-966-9665 FAX 072-966-8884
16	東消防署	鳥居町3-3	TEL 072-983-0119 FAX 072-985-6503
17	西消防署	御厨栄町3-1-41	TEL 06-6788-0119 FAX 06-6788-1374
18	枚岡警察署	桜町1-8	TEL 072-987-1234 FAX 072-981-0377
19	河内警察署	稲葉1-7-1	TEL 072-965-1234 FAX 072-963-4823
20	布施警察署	下小阪4-1-48	TEL 06-6727-1234 FAX 06-6727-7578
21	枚岡交通安全自動車協会	桜町1-12	TEL 072-981-2182 FAX 072-987-3376

22	河内交通安全自動車協会	稲葉 1-8-24	TEL 072-961-6085 FAX 072-961-2988
23	布施交通安全自動車協会	下小阪 3-16-9	TEL 06-6725-2311 FAX 06-6725-2314
24	社会福祉法人日本ライトハウス盲人 情報文化センター東事業所 (点字情報技術センター)	森河内西 2-14-34	TEL 06-6784-4414 FAX 06-6784-4417
25	大阪府立東大阪支援学校	中石切町 3-11-27	TEL 072-984-8141 FAX 072-984-9606
26	大阪府立たまがわ高等支援学 校	稲葉 2-3-25	TEL 072-961-4730 FAX 072-961-4788
27	大阪府障がい者自立相談支援 センター	大阪市住吉区大領 3-2-36	TEL 06-6692-5262 FAX 06-6692-3981・ 5340
28	大阪府社会福祉協議会 地域福祉部権利擁護推進室	大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内	TEL 06-6764-7760 FAX 06-6764-7811
29	大阪弁護士会高齢者・障害者 総合支援センターひまわり	大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 高齢者・障害 者総合支援センター	TEL 06-6364-1251 FAX 06-6364-1252
30	社団法人成年後見センターリ ーガルサポート大阪支部	大阪市中央区和泉町 1-1-6 大阪司法書士会館内	TEL 06-4790-5643
31	大阪社会福祉士会相談セン ター	大阪市中央区谷町 7-4-15 大阪府社会福祉会館 1 階	TEL 06-4304-2772 FAX 06-4304-2773
32	NPO 大阪精神医療人権セ ンター	大阪市北区西天満 5-9-5 谷山ビル 9 階	TEL 06-6313-2003 FAX 06-6313-0058
33	大阪障害者職業センター	大阪市中央区久太郎町 2-4-11(ク ラボウアネックスビル 3・4 階)	TEL 06-6261-7005 FAX 06-6261-7066
34	大阪障害者職業能力開発校	堺市南區城山台 5-1-3	TEL 072-296-8311 FAX 072-296-8313
35	大阪府肢体不自由者協会	大阪市中央区法円坂 1-1-3 5 号アネックスパル法円坂内	TEL 06-6940-4181 FAX 06-6943-4661
36	(財) 阪喉会	大阪市西区江戸堀 1-22-3 8 三洋ビル 203	TEL 06-6444-1321 FAX 06-6444-1432
37	NPO 大阪スタタリングプ ロジェクト(大阪吃音教室)	藤井寺市道明寺 5-2-5	TEL 072-820-8244 FAX 同 上
38	(社) 大阪背髄損傷者協会	大阪市北区中崎西 2-3-36 猿木唯資税理士事務所内	TEL 06-6371-3831 FAX 06-6371-4854
39	(公社) 日本オストミー協 会 大阪府支部	大阪市中央区瓦屋町 2-14- 1	TEL 080-9470-8690 FAX 06-6763-1260
40	大阪府税大阪軽自動車税事 務所高槻支所		TEL 072-604-2772 FAX 同 上
41	NHK 大阪放送局視聴者リ レーションセンター開発推 進部	大阪市中央区大手前 4-1-2 0 NHK 大阪放送局 17 階	TEL 06-6937-9000 FAX 06-6937-3501

42	生活衛生同業組合大阪興行協会	大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 2F214 号	TEL 06-6632-3811 FAX 06-6632-3812
43	大阪府警察本部 (ファックス110番)	大阪府中央区大手前 3-1-11	TEL 06-6943-1234 FAX 06-6941-1022
44	(福)大阪障害者自立支援協会	本部 和泉市伏屋町 5-10-11	TEL 0725-51-7913 FAX 0725-51-7914
45	視覚障がい者支援センター (点字図書館)	大阪市東成区中道 1 丁目 3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内	TEL 06-6748-0615 FAX 06-6748-0616
46	日本ライトハウス情報文化センター	大阪市西区江戸堀 1-13-2	TEL 06-6441-0015 FAX 06-6441-0095
47	大阪市立早川福祉会館	大阪市東住吉区南田辺 1-9-28	TEL 06-6622-0122 FAX 06-6622-0121
48	大阪聴力障害者協会 大阪ろうあ会館	大阪市東成区中道 1 丁目 3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内	TEL 06-6748-0380 FAX 06-6748-0383
49	盲ろう者等社会参加支援センター	大阪市東成区中道 1 丁目 3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内	TEL 06-6748-0588 FAX 06-6748-0589
50	だいかれん(大阪府精神障害者 家族会連合会)	大阪市中央区法円坂 1-1-3 5 アネックスパル法円坂 A 棟 1 階	TEL 06-6941-5881 FAX 06-6945-6135
51	ファインプラザ大阪(大阪府立 障がい者交流促進センター)	堺市南区城山台 5-1-2	TEL 072-296-6311 FAX 072-296-6313
52	大阪市長居障害者スポーツセンター	大阪市東住吉区長居公園 1-32	TEL 06-6697-8681 FAX 06-6697-8613
53	アミティ舞洲 (大阪市舞洲障害者スポーツセンター)	大阪市此花区北港白津 2-1-46	TEL 06-6465-8200 FAX 06-6465-8207
54	大阪手をつなぐ育成会	大阪市東成区玉津 2-11-28	TEL 06-6771-4390
55	大阪府視覚障害者福祉協会	大阪市東成区中道 1 丁目 3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内	TEL 06-6748-0615 FAX 06-6748-0625
56	大阪府立八尾支援学校	八尾市上之島町南 7-6	TEL 072-923-4485 FAX 072-923-6734
57	大阪府立交野支援学校四條畷校	四條畷市砂 3-13-6	TEL 072-879-8315 FAX 072-879-8316

《参考資料3》

東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」

東大阪市における障害児者福祉の拠点として、幅広く障害福祉関係機関や病院、そして地域とのネットワークの中核を担います。

事業一覧

子ども発達支援部門	
児童発達支援センター 東大阪市立はばたき園 TEL:072-975-5701 FAX:072-975-5714	・障害児あるいはその疑いのある子どもたちへの支援 ・親子療育による保護者支援及び障害理解等のエンパワメント ・保育所、学校園等への支援
はばたき園相談室 TEL:072-975-5724	18歳までの児童やその家族が、安心して暮らせるよう一緒に支援を考える。
計画相談プランセンターはばたき TEL:072-975-5710	障害者及び障害児のサービス等利用計画の作成
発達障害支援センター「PAL」 TEL:072-975-5712	発達障害に関する専門機関としての療育、保護者支援、相談支援および地域の障害児支援事業所等に対する機関支援を実施
医療的ケア児等 コーディネーター事業	医療的ケア児等コーディネーターを配置し、地域の相談窓口として医療的ケア児等への支援を市関係機関とともに考えていきます

診療・相談部門	
診療所・外来・リハビリテーション （医療連携室） TEL:072-975-5704 FAX:072-975-5740	・外来診療（医科・歯科） ・リハビリテーションおよび心理検査 ・学校園、保育所等巡回指導等の医療的支援事業
短期入所室 TEL:072-975-5725	・医療型短期入所、福祉型短期入所、日中一時支援事業
基幹相談支援センター TEL:072-975-5708 FAX:072-975-5717	・知的、身体、精神の3障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等への総合的、専門的な相談支援 ・地域の相談支援体制の強化、ネットワーク網の構築 ・地域移行、地域定着の促進 ・成年後見制度の利用促進等の権利擁護事業

障害のある方の「働きたい・働き続けたい」を応援します。 東大阪市障害者就労生活支援センター TEL:072-975-5706 FAX:072-975-5716	
就労準備性評価事業	主に在学中の障害のある方を対象に、将来の働く力を引き出していく事を支援する。
ジョブコーチ	職場定着に向けて、企業に訪問しマンツーマンで特性の配慮への支援等を行う。
就労移行支援事業 「サポートスペース ここりーど」	「働きたい・働き続けたい」と希望する方を対象に、一般就労へ移行した方がより長く働き続けるために支援する。
就労定着支援事業 「サポートスペース ここりーど」	地域で就労継続や就労移行などを利用し、一般就労へ移行した方がより長く働き続けるために支援する。
自立訓練事業 「サポートスペース ここりーど」	生活訓練：主に高次脳機能障害のある方の社会復帰へ向け、運動、認知訓練、グループワーク、作業訓練を行う。 機能訓練：主に身体障害のある方を対象に機能訓練や外出訓練、買い物の自立、健康の自己管理などの支援を行う。
東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」 TEL:072-975-5711 FAX:072975-5718	一般就労を希望する方や就労中の方への就業生活の相談・支援や障害者雇用について企業からの相談に対応しています。 ※就職のあっせんは行いません。

《問い合わせ先》

社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団

〒578-0984

東大阪市菱江5丁目2-34

TEL 072-975-5700

FAX 072-966-1011



<参考資料4>
身体障害者障害程度等級表

級別			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	備考
視 覚 障 害	視力障害		視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものを用い、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04以上かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上の（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08以上かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。）	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの		
	視野障害	ゴールドマン型視野計	1 / 4 指標	周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下…（A）		2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下	2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの			※身体障害認定基準（視覚障害）の（表2）より抜粋
			1 / 2 指標	3（A）かつ両眼中心視野角度28度以下	3（A）かつ両眼中心視野角度56度以下	3 70点以下	3 両眼中心視野角度56度以下			
		自動視野計	両眼開放エスターマンテスト視認点数 10-2プログラム両眼中心視野視認点数	70点以下…（B）			4 100点以下			
聴覚又は平衡機能害の障害	聴 覚 障 害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大言語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害				
音声機能、言語機能、又はそしやく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害					

（備考）

- 1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されている場合は、その該当
- 2 肢体不自由において、7級の障害が1つのみでは手帳交付にならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は6級以上の障害と重複する場合は手帳交
- 3 異なる等級について、2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節（IP）その他の指については近位指節間関節（PIP）又はこれより近部を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中指指節間関節を含め、これより遠位部の障害をいい、おや指については対立運動障害を含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

の部分が概ね第1種身体障害者です。
注意事項）上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号によるものである（平成30年7月1日一部改正）。

<参考資料5> 福祉事務所一覧表

あ	旭町	東	か	柏田本町	西	さ	桜町	東	た	太平寺	西	な	中石切町	東	は	箱殿町	東	ま	松原	中	や	山手町	東	ろ	六万寺町	東
	足代	西		柏田東町	西		三ノ瀬	西		高井田	西		中鴻池町	中		花園東町	中		松原南	中		弥生町	東			
	足代新町	西		柏田西	西					高井田中	西		中小阪	西		花園西町	中									
	足代南	西		金岡	西					高井田本通	西		中新開	中		花園本町	中									
	足代北	西		金物町	西					高井田元町	西		中野	中												
	荒川	西		加納	中					高井田西	西		中野南	中												
	荒本	西		上石切町	東					鷹殿町	東		長瀬町	西		東石切町	東		御厨	西						
	荒本新町	西		上小阪	西					宝町	東		長田	西		東上小阪	西		御厨栄町	西						
	荒本西	西		上四條町	東					立花町	東		長田内介	西		東鴻池町	中		御厨中	西						
	荒本北	西		上六万寺町	東					玉串町東	中		長田中	西		東豊浦町	東		御厨西ノ町	西						
い			き	川田	中	し	新喜多	西	ち	長栄寺	西	に			ひ	菱江	中	み	三島	中	よ	横小路町	東	わ	若江本町	中
	池島町	東		河内町	東					四條町	東					東山町	東		御厨栄町	西		横沼町	西		若江東町	中
	池之端町	東		川中	中					七軒屋	西					菱江	中		御厨中	西		横枕	中		若江西新町	中
	出雲井町	東		川俣	西					洩川町	西					一・二丁目	中		御厨西ノ町	西		横枕西	中		若江南町	中
	出雲井本町	東		川俣本町	西					島之内	中					三丁目	西		御厨東	西		横枕南	中		若江北町	中
	稲田上町	西		神田町	東					下小阪	西					菱屋東	中		御厨南	西		吉田	中		若草町	東
	稲田新町	西								下六万寺町	東					菱屋東	中		三島	中		吉田下島	中			
	稲田本町	西								俊徳町	西					三丁目	西		水走	中		吉田本町	中			
	稲田三島町	西								昭和町	東					瓢箪山町	東		南上小阪	西		吉原	中			
	稲葉	中								新池島町	東								南鴻池町	中		吉松	西			
う	今米	中	く	新上小阪	西	す	新家	西	て	長堂	西	と	西石切町	東	ふ	藤戸新田	西	も	元町	東	こ			ろ		
	岩田町	中		新家中町	西					西岩田	中					菱屋西	西					森河内東	西			
				新家東町	西					西上小阪	中					瓢箪山町	東					森河内西	西			
				新家西町	西					西鴻池町	中															
				新鴻池町	中					西堤	西															
				新庄	中					西堤学園町	西															
				新庄東	中					西堤楠町	西															
				新庄西	中					西堤西	西															
				新庄南	中					西堤本通東	西															
				新町	東					西堤本通西	西															
え	瓜生堂	中	け	末広町	東	せ			と			ぬ			ほ	宝持	西	も			こ			ろ		
				角田	中					本庄	中					本庄中	中									
	永和	西								本庄東	中					本庄西	中									
										鳥居町	東					本町	東									
お	近江堂	西	け	源氏ヶ丘	西	せ			と			ぬ			ほ			も			こ			ろ		
	大蓮東	西																								
	大蓮南	西																								
	大蓮北	西																								

〈参考資料6〉

指文字表（相手から見た形）

わ	ら	や	ま	は	な	た	さ	か	あ
を	り		み	ひ	に	ち	し	き	い
ん	る	ゆ	む	ふ	ぬ	つ	す	く	う
	れ		め	へ	ね	て	せ	け	え
ろ	よ	も	ほ	の	と	そ	こ	お	

★指文字とは、50音の1つ1つを指の形で表したものです。

手話単語のないものや表現することが難しい場合は、

指文字を使って聴覚障害のある方へ伝えることが可能です。

ぜひ手話も活用してみてね！



お問い合わせ

しんたいしょうがい ちてきしょうがい かた
身体障害・知的障害のある方

ひがしふくしじむしょ 東福祉事務所 こうれい しょうがいふくしがかり (高齢・障害福祉係) 〒579-8048 ひがしおおさかしあさひまち 東大阪市旭町1-1 TEL 072-988-6628 FAX 072-988-6671 ちょうかくしょうがいしゃよう 聴覚障害者用 FAX 072-981-6773	なかふくしじむしょ 中福祉事務所 こうれい しょうがいふくしがかり (高齢・障害福祉係) 〒578-0941 ひがしおおさかしいわたちょう 東大阪市岩田町 4-3-22-300 TEL 072-960-9285 FAX 072-964-7110 ちょうかくしょうがいしゃよう 聴覚障害者用 FAX 072-965-3848
にしふくしじむしょ 西福祉事務所 こうれい しょうがいふくしがかり (高齢・障害福祉係) 〒577-0054 ひがしおおさかしただもまち 東大阪市高井田元町 2-8-27 TEL 06-6784-7980 FAX 06-6784-7677 ちょうかくしょうがいしゃよう 聴覚障害者用 FAX 06-6784-8247	ふくし ぶしょうがいしゃえんしつ 福祉部障害者支援室 〒577-8521 ひがしおおさかしあらもときた 東大阪市荒本北1-1-1 しょうがいふくしにんていきゅうふか しやくしよほんちょう かい ■障害福祉認定給付課(市役所本庁9階) TEL 06-4309-3184 FAX 06-4309-3813 しょうがいじさーびすか しやくしよほんちょう かい ■障害児サービス課(市役所本庁9階) TEL 06-4309-3248 FAX 06-4309-3813 しょうがいしさくすいしんか しやくしよほんちょう かい ■障害施策推進課(市役所本庁8階) TEL 06-4309-3183 FAX 06-4309-3815 ちょうかくしょうがいしゃよう 聴覚障害者用 FAX 06-4309-3856

せいしんしょうがい かた 精神障害のある方

ひがしほけん 東保健センター 〒579-8048 ひがしおおさかしあさひまち 東大阪市旭町1-1 TEL 072-982-2603 FAX 072-986-2135	なかほけん 中保健センター 〒578-0941 ひがしおおさかしいわたちょう 東大阪市岩田町 4-3-22-300 TEL 072-965-6411 FAX 072-966-6527
にしほけん 西保健センター 〒577-0054 ひがしおおさかしただもまち 東大阪市高井田元町 2-8-27 TEL 06-6788-0085 FAX 06-6788-2916	けんこう ぶ けんこう か 健康部健康づくり課 〒578-0941 ひがしおおさかしいわたちょう 東大阪市岩田町 4-3-22-300 TEL 072-960-3802 FAX 072-970-5821

(令和7年1月15日発行)